

平成十三年五月二十五日

# 官報号外

## ○第一百五十一回 衆議院会議録 第三十二号

平成十三年五月二十五日(金曜日)

午後一時 本会議

午後一時三分開議

○本日の会議に付した案件

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

確定給付企業年金法案(内閣提出)  
短期社債等の振替に関する法律案(内閣提出)、  
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)、地方税法の一部  
を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措  
置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣  
旨説明及び質疑

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提  
出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 税理士法の一部を改正する  
法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長山口  
俊一君。

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(本号末尾に掲載)

本案の委員長の報告は出席であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

(賛成者起立)

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました税理士  
法の一部を改正する法律案につきまして、財務金  
融委員会における審査の経過及び結果を御報告申  
し上げます。

本案は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変  
化を踏まえ、納税者利便の向上に資する、信頼さ  
れる税理士制度を確立するため、税理士が裁判所  
において補佐となる制度を創設すること、税理士試  
験の受験資格要件を緩和すること、税理士試  
験の試験科目の免除制度を見直すこと、税理士か  
らの意見聴取制度を拡充すること、税理士法人制  
度を創設すること等、所要の改正を行うことについ  
ておられます。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十  
二日当委員会に付託され、五月二十三日塙川財務  
大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行  
い、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論  
を行い、採決いたしましたところ、本案は多数を  
もって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと  
を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました確定給  
付企業年金法案について、厚生労働委員会におけ  
る審査の経過及び結果について御報告申し上げま  
す。

本案は、確定給付型の企業年金について、受給  
権保護等を図る観点から、当時の自主性を尊重し  
つつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行お  
うとするもので、その主な内容は、

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議案上程に関する緊急動議を提  
出いたします。

内閣提出、確定給付企業年金法案を議題とし、  
委員長の報告を求め、その審議を進められること  
を望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

○議長(綿貫民輔君) 確定給付企業年金法案を議  
題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木  
俊一君。

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました確定給  
付企業年金法案について、厚生労働委員会におけ  
る審査の経過及び結果について御報告申し上げま  
す。

第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、または企業年金基金を設立することにより実施すること。

第二に、加入者の受給権保護等を図る観点から、約束した給付に見合う積立金の積み立てを義務づけるとともに、確定給付企業年金の管理等にかかる者の責任等の明確化、規約内容の周知、確定給付企業年金の実施状況の加入者への情報開示を行うこと、

第三に、確定給付企業年金相互や厚生年金基金等との間で移行ができるること等であります。

本案は、去る四月三日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託となり、同月六日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、五月二十三日参考人から意見を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六会派共同により、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対してもう業務の概況についての情報提供を受給者に対しててもう一度行うように努める旨の規定を追加する修正案が提出されました。

討論の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。なお、本案に附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

第一に、企業の短期資金調達手段であるコマーシャルペーパーについて、ペーパーレス化を図ることとし、これを短期社債として位置づけることと同等の流通の保護を実現することとしております。

第二に、この短期社債に係る振替制度を創設することとし、券面の交付による権利移転の場合と同様の流通の保護を実現することとしております。

第三に、この法律の制定に伴い必要となる関係機関について、監督等に係る所要の規定の整備を行うこととしております。

第四に、この法律の制定申し上げます。

次に、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、証券決済制度の担い手である保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化や競争可能性の確保による業務運営の効率化を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改める措置を講ずることとしております。

第二に、保管振替機関について、監督等に係る法律の趣旨を御説明申し上げます。

まず、短期社債等の振替に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、短期社債等について、券面を必要とする新たな流通、振替制度を創設するため、所要の法整備を図るものであります。

以下、その大要を申し上げます。

○議長(綿貫民輔君) 総務大臣片山虎之助君。

(国務大臣片山虎之助君登壇)

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人住民税について、長期所有上場株式等の譲渡所得につき特別控除を行いう特例措置を講ずるものであります。

本法律案は、確定給付企業年金法案・短期社債等の振替に関する法律案外一案についての柳川財務大臣の趣旨説明 地方税法の一部を改正する法律案についての片山總務大臣の趣旨説明

○國務大臣(片山虎之助君) 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申します。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 財務大臣塙川正十郎君。

(国務大臣塙川正十郎君登壇)

本法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていくため、保管振替機関について所要の法整備を図るものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、証券決済制度の担い手である保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化や競争可能性の確保による業務運営の効率化を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改める措置を講ずることとしております。

第二に、保管振替機関について、監督等に係る法律の趣旨を御説明申し上げます。

まず、短期社債等の振替に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、短期社債等について、券面を必要とする新たな流通、振替制度を創設するため、所要の法整備を図ることとしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

短期社債等の振替に関する法律案(内閣提出)、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

〔麻生太郎君登壇〕

○麻生太郎君 私は、自由民主党、公明党並びに保守党を代表し、ただいま議題となりました緊急経済対策関連法案に対し、総理大臣並びに関係大臣の御見解を伺いたいと存じます。(拍手)

日本経済の再生を図る上で、不良債権問題の最終処理、証券市場の構造改革など、各般にわたる我が国経済の高コスト構造是正に取り組むことが不可欠であると存じます。緊急経済対策は、日本経済の再生を実現する上で必要な施策が盛り込まれたものであり、これを着実に実行することが大切であります。さらに、今回の緊急経済対策の実施は、改革断行内閣として位置づけられる小泉内閣が、どのような決意で一連の構造改革を断行しようとしておられるのか、それを明らかにすることの意味で、その試金石でもあります。

緊急経済対策関連法案の今国会提出に当たって、小泉内閣の一連の御尽力を多とします。さらに、法案の早期成立を図り、速やかに施行する必要があるものと考えております。しかし、今後、緊急経済対策を実際に実施するためには、今回提出された法案だけではなく、さらに取り組むべき課題も多く残されておりますのは御存じのと

おりです。

そこでまず、提出された法案について議論を行う前提として、緊急経済対策をどのように実施しようとしているのかにつきまして、小泉内閣総理大臣の御決意を伺いたいと存じます。

次に、本法案の具体的な内容について伺います。

まず初めに、短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いをさせていただきます。

両法案は、証券市場の決済システムの効率化、市場の国際競争力の向上を図ろうとするものとして支持いたしたいと存じます。

しかしながら、両法案では、緊急経済対策に盛り込まれた事項のうち、ほんの一部しか実現が图られておりません。例えば、緊急経済対策に盛り込まれた国債、社債のペーパーレス化実現のための制度の整備は、我が国証券市場の国際競争力を高めていくためにも不可欠なものだと存じます。このように国債、社債も含む統一的証券決済制度の創設に向けて、今後どのように取り組んでいこうとしておられるのか、柳澤金融担当大臣にお伺いをさせていただきます。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案についてもお伺いをいたします。

両法案は、株式譲渡所得に係る特別控除制度により、個人投資家を証券市場に呼び込むようとするものであります。同時に、個人投資家の長期安定的な株式保有を通じて、証券市場の活性化、安定化に寄与するものであり、有益な改正であると評じます。

その意味では、銀行の株式買い取りスキームの

価をいたします。

しかしながら、証券市場の活性化策というものは、この法改正にとどまるものであってはなりません。例えば、株式譲渡益の申告課税における税率二六%の扱いや譲渡損失の繰越損を認める問題など、まだ手のついていない事項も多くあります。この点を与党としては検討を引き続き行おうとしております。

政府として、今後どのようなスケジュールで、証券市場等活性化対策中間報告に盛り込まれたような株式投資促進税制の検討を行い、法案化をしていこうと考えておられるのか、財務大臣にお伺いをいたします。

次に、緊急経済対策に盛り込まれた項目の中でも最重要なものとして、銀行の株式取得に係る制度問題があります。

銀行の株式取得を制限し、銀行が保有する株式の価格変動によるリスクを銀行が管理できる範囲内にとどめるものとする。これにより、我が国金融機関の健全性、安定性が確保されることになります。一方、これにあわせ、金融機関からの株式の放出が株式市場に不測の影響を与えないよう

に、一時的な株式買い取りスキームの創設が緊急経済対策に盛り込まれております。

これまで、我が国経済において、銀行の株式保有はそれなりの機能を発揮してまいりました。銀行の株式保有を制限することは金融再生上、必要がある政策ではありますが、本問題は、我が国企業のコアボレートガバナンスの構造を大きく変化させることの可能性があり、綿密な検討が不可欠であると存じます。

最後に、財務大臣に重ねて伺います。

同じく議員立法として提出されております、債権管理回収に関する特別措置法の一部を改正する法律案であります。

金融機関の不良債権の最終処理を進めていくためには、金融機関のバランスシートからオフバランス化した不良債権を流動化させることが不可欠であります。今般の法改正により、サービスサーの取り扱える債権の範囲が拡大され、不良債権の流動化が大きく進むことが期待されております。

方、小泉内閣総理大臣も、二年から三年以内に不良債権の最終処理を行うとしておられます。政府は、現在の金融機関の体力を考えると、それほど容易なことではありません。政府も税制等により金融機関に対し支援を行うこともあると考えておりますが、この点について財務大臣の御見解を伺います。

以上、幾つか御質問を申し上げましたが、私も、与党の立場から小泉内閣に協力し、緊急経済対策の実施及び本日提案のあった法律案の早期成立に向けて努力をしてまいりたいと存じます。

政府の側でも、小泉総理のリーダーシップのもと、緊急経済対策の早急な実施に向け引き続き努力をしていただけますよう、最後に重ねてお願ひを申し上げ、私の質問を終わらせていただきまます。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 麻生議員にお答えいたします。

緊急経済対策は、本格的な景気回復をおくらせている構造問題の根本的な解決に取り組むために決定されたものであります。小泉内閣の第一の仕事として、速やかに実行に移すこととしております。

本法案のみならず、既に都市再生本部の立ち上げなど、個々の施策ごとに具体的中身の検討が進んでおり、現在、実施の段階に入りつつあります。引き続き、着実な実施に努めていきたいと思います。

残余の質問は、関係大臣から答弁させます。(拍手)

## 〔國務大臣塙川正十郎君登壇〕

○國務大臣(塙川正十郎君) 株式譲渡益課税についてお尋ねがございました。

先般、与党三党において取りまとめられました緊急経済対策に係る税制上の措置においては、長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度を創設するとともに、申告分離課税への一本化後の株式譲渡益課税のあり方等につき、引き続き協議の上、

早急に結論を得るとされたところであります。また、政府税制調査会においては、申告分離課税への一本化後の株式譲渡益課税のあり方を含め、今後の金融・証券税制のあり方等全般の問題として、新たに小委員会を設置いたしまして、幅広い観点から検討することになつております。

また、不良債権の処理に伴うところの税制等につきましてお尋ねがございました。

さらに、不動産の流動化が不良債権処理の促進に寄与するとの考え方によるものと思いますが、土地の流動化の促進については、都市再生本部等における関連施策の推進状況等を踏んまえ、真に有効かつ適切な税制措置を講じてまいりたいと検討いたしております。

いずれにいたしましても、税制上の措置については、今後、政府及び与党の税制調査会において、専門的かつ幅広い見地から検討を進めていく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 麻生議員から、まず、統一的な証券決済制度の創設に向けての今後の取

り組みについてお尋ねがございました。

今回の法案は、短期社債等つまりペーパーレスCPを対象とする振替制度を構築するものですが、今後の対象商品の拡大などのいわば

基礎をつくるものだと考えております。今後は、振替機関と投資家との間に仲介機関が介在する場合の法律構成等に係る問題点を解決いたしまして、社債や国債をも対象商品に加えた統一的な証券決済制度を速やかに完成するようを目指してまいりたい、このように考えております。

次に、銀行の株式保有制限と株式買い取りシステムについて御質問がございました。

銀行の株式保有制限のあり方ににつきましては、金融システムのみならず、議員御指摘のとおり、株式発行会社のコーポレートガバナンスのあり方等に大きな影響を与えるものでございまして、そういうものとして多面的な検討が必要とされるものであります。金融審議会において、四月十三日以降、精力的に御審議をいただきながら、実務的な検討を鋭意行っております。

また、株式買い取りスキームにつきましては、銀行を不当に優遇することにならないか、市場をゆがめたり市場参加者に悪用されないか、公的支援についてどう考えるのか等の点をあわせ考えながら、必要な検討を鋭意進めているところであります。

いずれにいたしましても、緊急経済対策にありますとおり、本件につきましては可及的速やかに、と申しますのは、十二年度から有価証券につきまして時価会計制度が導入されるということを念頭に置きまして、そういうものに間に合うよう

ようになります。

三つの御質問は、緊急経済対策における整理回収機構の機能の一層の効果的な發揮に関するお尋ねでございました。

整理回収機構の現行業務に加えまして、新たに民間金融機関より不良債権を受託する信託業務、債券を銘柄進めているという現状でございます。

以上でございます。(拍手)

## ○議長(綿貫民輔君) 原口一博君。

○原口一博君(原口一博君登壇)

○原口一博君 民主党の原口一博でございます。関係大臣に、今般の関連四法案について御質問させていただきます。(拍手)

総理は、もともと、この緊急経済対策には批判的なスタンスだったのではないであります。四月にこの対策が発表されたときに、本当に日本は改革をする気があるのか、日本はかつて資本主義の国であつたと厳しく批判をされました。今、もう待ったなしの状況です。倒産や不況、そして失業、私たちは、その状況の中でこの審議をしてい

ることをまず強く認識すべきではないかとうふうに思います。

その中で、緊急経済対策関連法案というふうに、と申しますのは、十二年度から有価証券につきまして時価会計制度が導入されるということを読みかえ、経済対策を株価対策と読みかえた方がよい、そのような内容でありました。失望を禁じ

り組みについてお尋ねがございました。

今回の法案は、短期社債等つまりペーパーレスCPを対象とする振替制度を構築するものですが、今後の対象商品の拡大などのいわば

基礎をつくるものだと考えております。今後は、振替機関と投資家との間に仲介機関が介在する場合の法律構成等に係る問題点を解決いたしまして、社債や国債をも対象商品に加えた統一的な証券決済制度を速やかに完成するようを目指してまいりたい、このように考えております。

次に、銀行の株式保有制限と株式買い取りシステムについて御質問がございました。

銀行の株式保有制限のあり方ににつきましては、金融システムのみならず、議員御指摘のとおり、株式発行会社のコーポレートガバナンスのあり方等に大きな影響を与えるものでございまして、そういうものとして多面的な検討が必要とされるものであります。金融審議会において、四月十三日以降、精力的に御審議をいただきながら、実務的な検討を鋭意行っております。

また、株式買い取りスキームにつきましては、銀行を不当に優遇することにならないか、市場をゆがめたり市場参加者に悪用されないか、公的支援についてどう考えるのか等の点をあわせ考えながら、必要な検討を鋭意進めているところであります。

いずれにいたしましても、緊急経済対策にありますとおり、本件につきましては可及的速やかに、と申しますのは、十二年度から有価証券につきまして時価会計制度が導入されるということを念頭に置きまして、そういうものに間に合うよう

ようになります。

三つの御質問は、緊急経済対策における整理回収機構の機能の一層の効果的な發揮に関するお尋ねでございました。

整理回収機構の現行業務に加えまして、新たに民間金融機関より不良債権を受託する信託業務、債券を銘柄進めているという現状でございます。

以上でございます。(拍手)

## ○議長(綿貫民輔君) 原口一博君。

○原口一博君(原口一博君登壇)

○原口一博君 民主党の原口一博でございます。関係大臣に、今般の関連四法案について御質問させていただきます。(拍手)

総理は、もともと、この緊急経済対策には批判的なスタンスだったのではないであります。四月にこの対策が発表されたときに、本当に日本は改革をする気があるのか、日本はかつて資本主義の国であつたと厳しく批判をされました。今、もう待ったなしの状況です。倒産や不況、そして失業、私たちは、その状況の中でこの審議をしてい

ることをまず強く認識すべきではないかとうふうに思います。

その中で、緊急経済対策関連法案といふうに、と申しますのは、十二年度から有価証券につきまして時価会計制度が導入されるということを読みかえ、経済対策を株価対策と読みかえた方がよい、そのような内容でありました。失望を禁じ

得ません。どこが緊急なのか。九月の時価会計の導入、来年四月のペイオフ解禁に向けて、このようないいのか、危惧を感じます。

租税特別措置法をこのような細切れにしてくる、その意義は何か。平年で九百億円程度の減収になるというのであれば、補正予算が必要ではないでしょうか。C.P.についても、保管振替機関が新たな天下り先になるのではないか。

手元に、財團法人証券保管振替機構の役員報酬というものをいただきました。全く競争がないにもかかわらず、この理事長の報酬は幾つなのか。あるいは専務理事や常務理事の報酬はどうなのか。三千万円を超えるお金ももらっている。同じようなものをつくるというのは、あなたがおっしゃっている構造改革と逆行するのではないですか。

総裁選でおっしゃった総理のスタンスが後退する、そのことによってあなたの政策が不明確になつてきている。政策の不透明感が強まっているのです。こういう中で、経済の実態はむしろ悪化しているのではないか。総理は経済の現下の情勢をどのようにとらえているのでしょうか。率直にお答えください。

二ヵ月前に、私はワシントンにおりました。ブッシュ新大統領と森前内閣総理大臣の会談がございました。その中で、どんなことが約束されたか。不良債権の最終処理と海外資本の直接投資、このことの推進が約束をされました。共同コミュニケにもはっきり書かれている。総理はこれをどのように進めるおつもりなんですか。

現在、証券市場がまだ未整備で、証券市場とうのは損失を分配するシステムであると私は考

えていますが、そのシステムがまだまだ不十分な段階でこの不良債権の最終処理をやり、海外資本の日本への直接投資を推進すればどうなるのか。はないでしょうか。C.P.についても、保管振替機

資本に席巻されるのではないか。違うといふのであれば、その根拠をお示しください。

二、三年後には、私たちのこの日本の市場は海外

三ヶ月期決算では、資産査定を厳しくした結果、不良債権残高が四兆五千億円超という、一年間で一挙に五割増しです。これまで柳澤担当大臣がおっしゃってきたこととどう整合させねばいいのか。私たち民主党は、実際に金融機関がおこなっている公表不良債権の額、これは本当に大きいのではないか。今のような対策で本当にいいのかといふことを再三再四やってきました。しかし、私たち、ワイドショリーでは楽しむことができただけども、実際に政策の現場では何も変わっていない、その現実を目の当たりにする思いでございま

す。また、債権放棄のガイドラインをいつまでに作成するのか、教えてください。

不良債権の最終処理を行っては、証券市場の活性化を考えるべきだ、先ほどの麻生さんの御意見と同じです。しかし、そのためにも公正な証券市場の整備が急務であると私は考えます。損失補てんやインサイダー取引などの不正取引をなくすこと、これが個人投資家を呼び戻す唯一の手段であり、日本版SECを設置して公正な市場監視を行う必要があると考えますが、総理の御所見を伺いたいと思います。

一般歳出を十六兆から十七兆減らさなければいけない。物すごい痛みを国民の皆さんにお願いしないうふうに思っています。しかし、この問題につ

る。ところが、総理は本当にチームですか。この議場を見ると、あなたの英断に拍手をしているのは私たちじゃないですか。苦虫かみつぶしているのはどっちですか。（拍手）

改革は過去との決別です。大化の革新から現在に至るまで、過去の勢力を一掃しないで改革に成功した人はいない。あなたの改革が本物であるとますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

財政の再建の道筋についても御質問申し上げます。

三十兆円以下に国債発行額を抑える、このことは私たちも法案を出しています。しかし、来年は郵貯の大量満期の税、これが二兆円減ります。このままでもマイナス三兆円の減を覚悟しなければいけない。

こういう中で、私は総理並びに財務大臣に明確にお答えをいただきたいのですが、竹中さんは、きょうはお見えになつていませんが、著書で一四%の消費税の増税を言っている。財務大臣は、きのうの参議院の委員会で、三年後の消費税のことについて言及されたということをもうお考えなのですか。あるいは地方にその赤字のツケを回したり、あるいは国民に税金のツケを回す、こういうことをなさらないと総理はお約束できるのか。

私たちも、正直言つてここは随分苦労しています。地方交付税についても言及されていますが、その中身、その真意が那邊にあるのか。これは地方交付税の一括削減を意味するのか、あるいはひもつきの財源である国庫支出金も含めるのか、総理の明快な答弁をお願い申し上げます。

道路特定財源についても、国税三税のうちどちらを対象として見直されるのか、明確な答弁をお願いいたします。

特殊法人についてもそうでございます。一般会計、特別会計、地方政府、このグローバルの六割を占めています。このような環境下では、政括を国民に約束する義務があるというふうに思いますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

改革は過去との決別です。大化の革新から現在に至るまで、過去の勢力を一掃しないで改革に成

ければいかぬ。そのことをしっかりと、痛みをはつきりと言葉に出す必要があるのではないかと思いませんが、総理の御所見をお伺いいたします。

道路特定財源についても、国税三税のうちどちらを対象として見直されるのか、明確な答弁をお願いいたします。

特殊法人についてもそうでございます。一般会

いても、私たちが最も重要なと考へる視点は、地方の自立に向けた地方分権の推進であり、そのための財政基盤の拡充です。その意味で、私たちには、地方に対する税源移譲と同時に、地方交付税の制度も含めた抜本的な改革を行なうべきだと考えていますが、総理の御所見を伺います。

総理、痛みをはつきりおっしゃってください。

そして、敵は一体だれなのか、過去と決別する勇気があれば、私たちは、小泉総理が改革をされようとしているその中身を、その中身によつてはしっかりと協力をしていく。しかし、それが、多くの疑惑を隠したまま、自民党の、政府・与党的延命につながるのであれば断固として戦つていく。このことを訴えさせていただいて、古い政治体質からいかに解放されるかダイナミズムを競つていきたい、この決意を申し上げて、質問とさせていただきます。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 原口議員にお答えいたします。

この緊急経済対策は、従来の需要追加型の政策から、不良債権処理や資本市場の構造改革を重視する政策へとかじ取りを行うものであります。構造改革なくして景気回復なしという私の従来からの主張に矛盾するものではありません。

現下の経済情勢についてであります。我が国経済の現状を見ますと、アメリカ経済の減速から輸出が減少し、それに伴い生産が減少している中で在庫が増加しております。企業部門の自律的回復に向けた動きはなお続いているが、このところ弱まっています。失業率は高水準で

推移し、個人消費は、おおむね横ばいの状態が続いております。このように、現在、景気はさらに弱含んでおります。また、先行きについては、アメリカ経済の減速や設備投資に鈍化の兆しなど、懸念すべき点が見られます。

日米首脳会談で話し合われた内容への取り組み及び外国直接投資についてであります。

森前総理とブッシュ大統領との間で行われた日米首脳会談の共同声明に盛り込まれている事柄について、私は誠意を持って実施していく決意であります。

共同声明で触れられている外国直接投資の促進は、日本経済に好影響を与えるのみならず、高度な相互依存関係にある日米経済関係を一層深化させ、日米両国にさらなる利益をもたらすことになると考へております。

現下の世界経済情勢と不良債権の最終処理についてであります。

世界経済は全体として成長に減速が見られており、特に米国を見ると、景気は、昨年末に比べれば減速が緩やかになっているものの、企業収益の悪化などで先行きに不透明感があります。

このように世界経済が減速するという厳しい状況にあっても、我が国経済を再生させるためには、各般の構造改革を断行することが不可欠であります。中でも、不良債権の処理を最も重要な課題の一つとし、二年から三年以内に最終処理を目指すと決意いたしました。これにより、我が国経済の再生が図られ、本格的な景気回復が実現されるとともに、世界経済にもプラスに影響を与えるものと考えております。

株式市場の信頼性を回復させるため、日本版SECをつくって不公平取引を厳しく正すべきではない以外の歳出は新たな借金に頼らないことを次の目標とするなど、本格的財政再建に取り組むこととしております。

証券取引等監視委員会においては、日常的な市場監視活動の中で、強制調査権限等を行使することにより、取引の公正を害する悪質な違法行為が認められた場合には、告発をして刑事訴追を求めるなど厳正に対処しているところであり、今後も引き続き、不公正取引を厳しく取り締まることにより、証券市場の公正性確保の徹底に努めてまいります。

雇用を中心としたセーフティーネットの構築についてです。

雇用保険制度については、緊急経済対策の中では、倒産、解雇等による離職者に対して手厚い給付日数を確保した改正雇用保険法の円滑な施行を図ることとしたところであります。

また、職業訓練に関しては、既に求職者に対しては無料で公共職業訓練を実施しているほか、雇用保険の教育訓練給付など、現行制度の効果的な運用を図っているところです。

さらに、本日、第一回会合を開催した産業構造改革・雇用対策本部において、新市場、新産業の育成による雇用創出や人材育成、能力開発の推進などについて、具体的な施策に向けて精力的に検討してまいります。

なお、歳出の見直しに当たっては、隠れ借金を

行っているなどの御指摘のないよう、財政の透明性の向上に努めてまいります。

このような取り組みの際、歳出面にむだはないか等についての徹底的な見直しを行わないまま、安易に増税に頼るようなことは考えておりません。したがって、まずは、歳出の徹底した見直しを行います。その上で、公的サービスの水準と、それを賄うに足る国民負担の水準はどうあるべきかについての国民的な議論が必要であると考えております。

平成十四年度予算では、財政健全化の第一歩として、国債発行額を三十兆円以下に抑えることを目標としております。また、あらゆる歳出について、聖域を設けることなく、徹底した見直しに努めてまいります。その後、持続可能な財政バランスを実現するため、例えば、過去の借金の元利払

スを実現するため、例えば、過去の借金の元利払

い以外の歳出は新たな借金に頼らないことを次の目標とするなど、本格的財政再建に取り組むこととしております。

具体的には、公共事業については、規模を見直すとともに、事業配分に思い切ったため張りをつけるなど、新しい時代に対応した公共事業の実施に努めます。

社会保障については、給付の伸びと経済の伸びとのバランスを確保しつつ、世代間の給付と負担の均衡を図るなど、持続可能な制度を再構築していくきます。

国と地方の関係については、補助金の見直しを行ななど、国、地方の行財政制度のあり方の見直しに取り組みます。

以上のよう取組みをいたしますが、我が国

経済社会全体の諸課題を含め、経済財政諮問会議等の場でさまざまな御意見を踏まえつつ検討を進

め、できる限り早く国民に示していきたいと考えております。

以上のような取組みをいたしますが、我が国

経済社会全体の諸課題を含め、経済財政諮問会議等の場でさまざまな御意見を踏まえつつ検討を進

め、できる限り早く国民に示していきたいと考えております。

なお、歳出の見直しに当たっては、隠れ借金を

行っているなどの御指摘のないよう、財政の透明性の向上に努めてまいります。

このような取り組みの際、歳出面にむだはない

か等についての徹底的な見直しを行わないまま、安易に増税に頼るようなことは考えておりませ

ん。したがって、まずは、歳出の徹底した見直しを行います。その上で、公的サービスの水準と、それを賄うに足る国民負担の水準はどうあるべき

かについての国民的な議論が必要であると考えております。

官報外号

土地改良区における自民党費などの肩がわりについてあります。

農林水産省が実施した実態調査の中間報告によれば、調査した全土地改良区の一割に満たないものの、かなりの数の土地改良区において政治団体の会費や自民党の党費などの支出があったことは、極めて遺憾であります。

政府としては、三月十九日に農林水産省から指導文書を発出し、都道府県を通じて再発防止の指導を行いました。立てかえられた党費などの土地改良区への返還も含めて、一層、指導の徹底を図ってまいります。

また、自民党としても、都道府県連支部に対し、立てかえられた党費の土地改良区への返還と、こうした事態の再発防止の徹底について指導を行ったところであります。

地方交付税と国庫支出金についてのお尋ねです。

十四年度予算編成においては、国から地方に対する支出を含め、内閣が一体となつて歳出を聖域なく見直し、その抑制を図つていくことにより、財政健全化の第一歩を踏み出してまいりたいと考えております。

地方交付税について、一律に削減を行うのかとのお尋ねです。

国から地方への支出の具体的な見直しの内容は今後詰めていくものであります。その際、国と地方は協力して徹底した行財政改革に取り組むことなどにより、国、地方それぞれの歳出全般を見直し、抑制することが必要であると考えます。

地方交付税の見直しについて、国債発行額抑制のための便宜的措置か地方分権改革の一環なのか

というお尋ねであります。

地方交付税は、国債発行額を三十兆円以下にするという目標のもと、聖域なき歳出の見直しの例外ではなく、また、地方にできることは地方にゆだねるとの方針のもと、地方分権を積極的に進めることで、そのあり方についても検討を進めてまいります。

構造改革に伴う痛みや改革のダイナミズムについてです。

構造改革の過程では、非効率部門の淘汰が生じ、例えば離職者が発生するなどの痛みが生ずることもあります。構造改革に伴う痛みを事前に確定することはできませんが、これを和らげるための対策には万全を期していただきたいと思います。いずれにせよ、国民の理解と問題意識の共有を図りながら改革を進める考えであります。

また、古い政治体質からいかに解放されるかダイナミズムを競いたいという御指摘には、私も同感であります。野党の議員諸君も、改革の志を同じくするものであれば、競うのみではなくて、積極的に私の構造改革を御支援していただくようお願いを申し上げたいと思います。

残余の質問は、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣塙川正十郎君登壇〕

○國務大臣(塙川正十郎君) 小泉総理から相当詳しく述べましたので、私は、原口さんとの御質問の中の御要点につきまして答弁いたしたいと存じます。

なぜ今、租税特別措置法の改正かというお尋ねでございます。

やはり税制はできるだけ年度間、安定した制度

に置いておくのがよい、したがいまして、年度中に改正するということは、よほど緊急事態に備えてのことであると思っておりますが、しかしながら、今回出した緊急経済対策の一環といたしまして、証券の活性化を図れということがございました。

特に、証券への個人参加を積極的に進めるためにいかにあるべきかということにつきまして、從来、各党におきまして検討もされてきたのでございますが、そのうち、とりあえず、証券への市民参加を容易にするためには、小口の売買について優遇する必要があるだろうということをございましたのでございまして、それが、先ほど申しましたように、百萬円の特別控除を設けたということをございます。

証券の譲渡益につきまして、申告納税と源泉徴収との選択制になつておりますけれども、一年後におきましては、これを申告制一本にいたしたいと思っております。そのためのインセンティブを考えて、今から源泉制の方を申告制に誘導していくく一つの措置として今回の特別措置法をつくったということをございますので、御理解をいただきたいと存じます。

そしてなお、御質問の中にございました、九百億円の減税になるから、したがって、補正予算が必要ではないかという御質問でございます。

年度途中の税制改正によって税収が当初見積もりに比べて減少する見込みとなつても、必ずしもこれを補正する必要はないと思っておりますし、また、今回のこの措置によりまして、平年度におきましては九百億近くにならうと思つのでござい

ますけれども、本年度、初年度でございますので、四百四、五十億円になると思つております。

私たちも、回を重ねて申しておりますように、ここ当面の間は、景気回復と構造改善を並行して、同時に実施していただきたいと思っております。

それはなぜかと、今までの景気回復の主体は、需要喚起、需要の拡大によって景気回復を図るとしておりました。もちろん、これも当然必要でございますので、今後とも続けていく予定でございますけれども、しかしながら、今まで右肩上がりでずっと続けてまいりました経済の中で、これから平面化していくとするならば、改正しなければならぬ点が多くございます。それは規制緩和という形で行われてくるのでございまして、この規制緩和を通じて、経済を刺激し、民間資金の導入によって経済を回復しようというのが私たちの念願であります。といえども、今直ちにこれができるものではございません。

したがいまして、来年度以降起こつてくるところの当然増によります膨大な国債発行の増發を極力抑制していかなければならぬということをございまますので、来年は国債発行の限度額を三十兆円に抑え、また、翌年におきましてもそのような方針をとる。そのうちに、規制緩和が進んでまいりますと、民間に活力が出てまいりますと、経済が回復してくると思っております。それによりまし

て、プライマリーバランスをとつていく道に入つていただきたい。そのときに税制関係等もあわせて検討いたしたいと思うておりますので、今、当面は増税をするという考えは全くございませんで、誤解のないようにお願ひいたしたいと思います。

(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) 原口議員にお答え申し上げたいと思います。

御質問は一点で、特殊法人改革の具体的な内容とそのスケジュールでございます。

議員御承知のように、昨年の十二月に行革大綱を閣議決定させていただきまして、その中で、この特殊法人改革というものが最重要なところに位置づけられております。

その大枠は、具体的に申しまして、特殊法人改革の方向性のようなものを六月中旬に中間取りまとめをさせていただきたいと思います。そして、今年度中に、大綱に示されました基準に沿つて特殊法人ごとの整理合理化計画を策定する、そういうスケジュールで運ばせていただきたいと思っております。

その内容につきましては、議員御承知のように、現在、特殊法人ごとに、一つ一つ事業の見直し、廃止すべきなのか、整理縮小すべきなのか、合理化するのか、そのようなことを調べている最中でございます。そして、この精査が終わった後に、この法人にはどういう組織形態がふさわしいのか、廃止すべきものは廃止する、民営化できるものは民営化する、しかし、政策的に何らかの措置が必要なものは、独立行政法人等に形態を改めることといたす考え方でござります。

る。そういうものが、先ほどお話をさせていただ

きました特殊法人等整理合理化計画になると御理解をいただければ幸いでございます。

具体的な見直しの方向でござりますけれども、今、行革事務局において、これも議員既に御承知のことだと思いますけれども、十八の事業類型、公共事業に關係するもの、あるいは政策金融、こういうものを十八の類型ごとに整理いたしまして、これに対し七十六の見直しの論点。

一番の論点は、存在意義があるのかないのか。

一番目は、採算性ですね。どうしても、お役所仕事に代表されますように、採算性が全くとれでないものもあるのじゃないか。そして、税金であります。税金が一般会計、特別会計から補助金という形で入っているものもござりますので、費用対効果の問題。さらには、これも総理がいつもおしゃられていることでござりますけれども、民間にできない理由があるのかないのか。

こういうものを中心に、ゼロベースから見直させていただきまして、もちろん、批判がございまして、いろいろ特殊法人が出資している会社につきましても視野に入れまして、改革に取り組んでいかなければなりません。

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 原口議員から私へは、

短期社債等の振替機関が新たな天下り先になるのとしまして、民間主導によるガイドライン検討の場の設置に向けた準備が精力的に行われているところであります。ガイドラインは、今後、この場におきまして検討がなされることになりますので、ガイドラインの取りまとめの時期について

は、現在、確たることを申し上げることはできな

ではないかとのお尋ねがございました。

振替機関の人的な陣容につきましては、公務員制度を含む、ただいま石原大臣の御説明いたしました行政改革の趣旨を十分に踏まえまして整備することといたす考え方でござります。

次に、一部の金融機関から発表された十三年三月期決算における不良債権残高の増加についてのお尋ねがございました。

十三年三月期決算は順次発表されているところですが、今後、その内容を全体として分析することといたしております。いずれにいたしましても、景気動向や個別債務者の業況に応じまして不良債権の残高等は常に変動をするものであります。

お尋ねがございました。

十三年三月期決算は順次発表されているところですが、今後、その内容を全体として分析することといたしております。いずれにいたしまして不良債権の残高等は常に変動をするものであります。

金融機関におきましては、その保有資産について、検査マニュアルや公認会計士協会の実務指針をも踏まえ、個々の債務者ごとに自己査定を行ない、監査法人等の監査のもとで適正に償却、引き受けたところです。さらに、金融庁としても厳正な検査監督を行つておられます。このようなことから、公表されている不良債権の額が過少であったり、引当金が不足しているということはないと考えております。

私的整理のガイドラインの作成時期についてのお尋ねと存じます。

現在、政府の働きかけを受けて、全銀協を中心とした民間主導によるガイドライン検討の場の設置に向けた準備が精力的に行われているところであります。ガイドラインは、今後、この場におきまして検討がなされることになりますので、ガイドラインの取りまとめの時期について

は、現在、確たることを申し上げることはできな

いのですが、政府といしましても、早急な作業を引き続き促してまいりたい、このよう

ではないかとのお尋ねがございました。

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○議長(綿貫民輔君) 松本剛明君。

〔松本剛明君登壇〕

本口は、民主党・無所属クラブを代表して、租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管及び振替に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

本口は、民主党・無所属クラブを代表して、租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

本件はいずれも、緊急経済対策の一環として提案されたものと理解しておりますが、この対策は、先ほどもお話がありましたように、森前政権のもとで策定されたものであります。総理は、御自身の内閣を改革断行内閣と命名されておられるわけでありますが、そもそも、緊急経済対策といいます。(拍手)

本件はいずれも、緊急経済対策の一環として提案されたものと理解しておりますが、この対策は、先ほどもお話がありましたように、森前政権のもとで策定されたものであります。総理は、御自身の内閣を改革断行内閣と命名されておられるわけでありますが、そもそも、緊急経済対策といいます。(拍手)

今、経済は大変厳しいと認識しております。その上で、総理は、構造改革なくして景気回復なし、財政改革を優先的に行うと言われました。だからこそ、総理は変わったはずであります。だからこそ、総理の考え方違つたはずであります。だからこそ、総理は変わるとおっしゃったのではないで

しょうか。緊急経済対策は構造改革型だという先生ほどの御答弁がありましたが、それでは政策は変えないということになってしまいます。総理は何を変えるとおっしゃって御登場されたのか、御所見を伺いたいと思います。(拍手)

次に、財政支出と経済の関係についてお尋ねをしたいと思います。

この一年間、財政支出を拡大させて景気を支える、いわゆるケインズ効果を期待して、どんどん経済対策を積み重ねてまいりました。(これをどう評価するのでしょうか。二十一世紀は、政策評価の時代であります。

非ケインズ効果という言葉が、今あらわれてきています。すなわち、今の日本のように異常に国債残高が累増した状態の中で財政支出を拡大させると、将来への負担増の不安が大きくなつて、個人消費がかえつて冷え込んで、景気を悪化させてしまつ、むしろ財政再建の道筋をきちんと示して、その方向へ一步を踏み出すことによって、消費が回復して、景気回復への道筋が生まれてくる、これが非ケインズ効果であります。日本にもこれがあらわれるのではないか、こういう見方が出てきております。

#### ロッパの諸国では、この非ケインズ効果の実証的、理論的な研究の成果が発表されています。賢者は歴史に学ぶであります。我が國でも、未来の

過去に大幅な赤字に苦しんだイタリアなどヨーロッパの諸国では、この非ケインズ効果の実証

ていただきたい、政府として検証していただきたい、このように思います。(拍手)

方税法の一部を改正する法律案及び地

方税法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

両案の目的は、個人投資家の市場参加の促進で

あると御説明がありました。趣旨は理解できますが、内容はどうでしょうか。

財務大臣、金融担当大臣にお伺いをいたしま

す。

個人の少額・長期保有株式の譲渡益の非課税

は、私たち民主党が四月二十日に発表した経済対

策で提唱をいたしております。これを受けてか

どうかは存じませんが、四月二十日の与党三党の

緊急経済対策に係る税制上の措置」にも盛り込ん

でいただきました。ですから、私たちもこのこと

変わらない声が政権中枢から出てきております。一つ一つ取り上げませんが、各委員会においても、明らかに総理の意欲とは温度差のある発言が出てきておるわけであります。

過日のハンセン病の訴訟についても、総理の控訴断念の御判断は、私も同僚議員も高く評価をすれどころであるうと思います。しかし、国会決議となると難航する。これがまさに今の状態ではないのでしょうか。

総理は、抵抗勢力はやつてみないとと言われま

したが、一月近くになりました。そろそろ抵抗勢

力が見えてこられたのではないでしようか。恐れ

ず、ひるまず、断固としてと言われましたが、こ

の抵抗勢力にどう対峙していかれるおつもりな

のか。

私たち、総理、自民党を応援するわけではあ

りません。国民のための改革をいっぽい応援し

ていきたい、このように思います。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地

方税法の一部を改正する法律案についてお尋ねを

いたします。

両案の目的は、個人投資家の市場参加の促進で

あると御説明がありました。趣旨は理解できますが、内容はどうでしょうか。

財務大臣、金融担当大臣にお伺いをいたしま

す。

個人の少額・長期保有株式の譲渡益の非課税

は、私たち民主党が四月二十日に発表した経済対

策で提唱をいたしております。これを受けてか

どうかは存じませんが、四月二十日の与党三党の

緊急経済対策に係る税制上の措置」にも盛り込ん

でいただきました。ですから、私たちもこのこと

が出てきておりま

す。

個人投資家の市場参加拡大は、長期的な視点に

立って進めるべきものであります。一番必要なこ

とは、証券市場の信頼回復であります。個人の投

資家は、大手投資家に対する損失補てん等、こ

れまでの不公正な取り扱いを忘れていないはずであります。

罰則の厳格化や監視体制の強化、情報開示の仕

組みや投資家保護の体制を整備し、改善すること

こそが急務ではないでしようか。その上で、個人

の株式投資を促すいろいろな枠組みを用意し、長

期的に育っていく、こういうことが重要だと考え

ます。

もし株式会社に対するメリットがあるとすれば、

今行われている行政改革が、特殊法人、認可法

人、公益法人と順々に来る中で、株式会社は一步

先へ逃げるということで、ひょっとするとメリッ

トがあるのかもしれませんけれども、この形態、

どのように評価されているか、御担当の大出の御

所見を伺いたいと思います。

振替機関は、法律で業務が指定されている指定

法人となります。指定法人については、特殊法人

情報公開検討委員会でも議論され、問題も指摘さ

れているようあります。こういった指定法人

は、残念ながら、現段階では情報公開の対象から

すら外れてしましました。

財政改革が一般会計だけではなくて特別会計、財政投融资、地方との関係も含めてきちっと議論されなければならないよう、行政改革も政府の周辺、外延となる特殊法人、認可法人、公益法人から、さらにここから外れる今回ののような指定法人まで対象として、抜け道のないようなものにぜひしていただきたいと思いますが、今の実情、お考え、今後の取り組みを担当の大蔵にお伺いをさせていただいて、私の質問を結ばせていただきました。

このような機会に感謝を申し上げ、総理初め各大臣の、国民のための改革に向かって前向きの御答弁をいただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇) ○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 松本議員にお答えいたします。

緊急と構造改革という言葉は似合わないのでないかという質問でございますが、構造問題の根本的な解決に緊急に取り組むということでありまして、緊急ということと構造改革ということと、何ら矛盾するものではありません。

これまでの経済対策の評価についてであります。九〇年代に入つて以降の累次の経済対策は、民需の落ち込みを相殺する形で、景気がスパイラル的に悪化していくのを防止し、景気の下支えにはかなりの効果があつたものと私は考えておりまします。

しかしながら、これは長くは続かない。我が国経済の再生を図り、景気の本格的な回復を図るために、経済、財政の構造問題への取り組みが必

要であると考えているわけであります。だからこそ、構造改革なくして景気回復なしということです。いろいろな改革に取り組んでいきたいと思ってますので、よろしく御協力を願いたいと思います。

改革の抵抗勢力にどう対処するのかというお尋ねであります。

改革の抵抗勢力というのは一様ではあります。あるときには反対する勢力も、ある問題については協力してくれる可能性があります。また、一つの改革に協力する勢力も、別の問題が出てくると抵抗する場合があります。これは本当にやつてみなきゃわからない。やっていくうちに何とかなり見えてきますから、その抵抗を乗り越えて、恐れず、ひるまず、とらわれず改革に取り組んでいきたいと思います。

残余の質問は、関係大臣に答弁させます。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇) ○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 松本さんにお答えいたしました。

〔内務大臣塩川正十郎君登壇〕

○内務大臣(塩川正十郎君) 松本さんにお答えいたしたいと存じます。

まず最初に、財政再建をしようとするならば、中長期的な展望を示して財政再建に取り組んでいくべきではないかという御質問であったと思っております。このことにつきましては、再三にわたります委員会等におきまして、私は松本さんの御質問にもお答えしたと思っておりまして、改めて

この本会議場で申し上げさせていただきたいと思っております。

もちろん、おっしゃるように、長期的な展望を示して財政改革に取り組むのが本筋でございまして、我々も、そのようなスケジュールを立てて、

現在、取り組んでおります。  
しかし、現在の経済、景気状況等を見ました場合に、非常に底冷えしてきた状態でございましたが、厳しい状態である。これを安定した、自律的回復に向けて努力をましまさなければならぬ。それのことから、緊急経済対策を講じまして、それに

よって当面の財政措置を講じ、そして、経済が回復軌道に乗ってきたことを見て中期展望の実施に入っていく、そして、最終的に長期安定的な税制等を含めた改革に取り組んでいく、こういう手順でやっているこうということござります。

したがって、この緊急経済対策というのは、従来の需要追加型の経済対策に加えまして、さらに構造改善を含んだ対策を講じつつ、自律的な発展に向かっていきたい、こう思つておるのでございまして、これは小泉内閣の第一歩の仕事として取り組んでおるところでござります。

その上で、数年、一二、三年のうちに経済は必ず好転してくると私は思つております。そういたしまと、自然増収等もふえてまいりますし、その時期をつかましてプライマリーバランスを図つて、財政の根本的な健全化を図る、こういう予定でございます。その際に、いろいろな税制等の措置を講じなきゃならない。それが中期あるいは長期展望への基礎となってくるものと思っております。このことにつきましては、再三にわたります委員会等におきまして、私は松本さんの御質問にもお答えしたと思っておりまして、改めて

○内務大臣(柳澤伯夫君) 松本議員からのお尋ねでございます、個人の株式投資の育成に関して今後の取り組み方はどうするのかということござります。(拍手)

〔内務大臣柳澤伯夫君登壇〕

金融当局といたしましても、証券市場の信頼の回復のために、これまでも、ディスクロージャーの充実や市場の公正性、透明性を確保するための規制の強化、監視体制の充実等の市場インフラの整備等を行つてきました。

今後におきましても、今般の緊急経済対策の内容を踏まえまして、直接金融を重視しようという観点から、投資家の市場参加を促進するための市場インフラの整備、証券市場の一層の公正性確保等のために積極的に取り組んでまいります。

含めました案を提示いたしまして、皆さんの御賛同を得て成立いたしておりますが、しかしながら、証券に関しましてさらに一層の活性化を図る必要がありますということ等を考えまして、本当に必要があるということ等を考えまして、本当にちょっと緊急のこところだけ提出させていただい

て、現在御審議いただいておるということでござります。

もちろん、証券の活性化ということは、ただ単に税制改正だけでできるものではございません。またさらに、企業の業績努力というのも必要でございますし、あるいは証券会社、金融機関等が、株式への市民参加の道にもつと積極的に取り組んでいくこともございます。要するに、経済界全体として取り組むべき問題だと思っておりますけれども、さらに研究を重ねまして、証券の活性化のために努力してまいりたいと思っております。(拍手)

<p>それから、振替機関を株式会社とすることについてのお尋ねが、責任の観点からございました。振替機関等の形態につきましては、近年の証券市場を取り巻く諸情勢の変化や利用者のニーズの多様化に的確に対応できるものとするため、資金調達手段の多様化や競争可能性の確保による業務効率化等の観点から、これを株式会社とすることとしたものであります。</p> <p>振替機関等が営む業務は、確かに、基本的には民間が行うことで足りるものでありますが、一方、証券取引に伴う口座振替に民事法上の特別の効果を与えておりまして、このようなことから、必要最小限の行政からの規制及び監督を行う必要があるものでございまして、責任の所在があいまいになるとの見方は当たらないものと考えております。</p> <p>(号) (官) (外) (報)</p> <p>〔国務大臣(石原伸晃君登壇)〕 松本議員にお答え下さい</p> <p>○國務大臣(石原伸晃君登壇) 松本議員にお答え下さい</p> <p>以上でございます。(拍手)</p> <p>○副議長(渡部恒三君) 中塚一宏君登壇</p> <p>〔中塚一宏君登壇〕</p> <p>○副議長(渡部恒三君) 中塚一宏君登壇</p> <p>〔中塚一宏君登壇〕</p> <p>○中塚一宏君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました緊急経済対策関連法案に対して質問をいたします。(拍手)</p> <p>日本経済の低迷は長引くばかりであります。私ども自由党は構造改革なくして景気回復なしを、結党以来一貫して主張をいたしておりました。自由民主党の総裁選挙を機に、構造改革という言葉が乱れ飛んでおります。しかしながら、構造改革とは一体何なのか、明らかにはされていないようです。</p> <p>松本議員は、指定法人は情報公開法の対象外であるが、このような法人は行政の外延としてとらえるべきではないかという御指摘だったと思いますが、まさにそのとおりだと思います。私どもとしても、このように法人は行政の外延としてとらえるべきではないかと思います。私は、從来の計画通り、松本議員は、指定法人は情報公開法の対象外であるが、このように法人は行政の外延としてとらえるべきではないかという御指摘だったと思いますが、まさにそのとおりだと思います。私どもとしても、やはり考えなきゃいけないことは、重要な国策の実施を担うようないわゆる指定法人についても、十分な情報公開を行って、常に国民の皆様方に目に届くようになることが大切だと私は思います。</p>
<p>ども考えております。</p> <p>この点、政府といたしましては、いわゆる指定法人の情報公開について、昨年閣議決定いたしました行革大綱の中においても、指定法人の情報公開のあり方に関する検討を行なべしとすることがございまして、現在、総務省の方で鋭意検討中と聞いております。私といたしましても、松本議員と同じように、国民の目線に立って検討状況を注视してまいりたい、このように考えております。</p> <p>(拍手)</p> <p>〔議長退席、副議長着席〕</p> <p>〔中塚一宏君登壇〕</p> <p>○中塚一宏君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました緊急経済対策関連法案に対して質問をいたします。(拍手)</p> <p>日本経済の低迷は長引くばかりであります。私ども自由党は構造改革なくして景気回復なしを、結党以来一貫して主張をいたしておりました。自由民主党の総裁選挙を機に、構造改革といふ言葉が乱れ飛んでおります。しかしながら、構造改革とは一体何なのか、明らかにはされていないようです。</p> <p>経済構造改革という言葉があります。しかし、望ましい経済構造を国が決めて、それを民間に押しつけるというのであれば、それは、従来の計画通り、社会保険料については、負担は軽く、給付は厚くとはいえないと述べられておりますが、お伺いしたいのは、社会保険料についてであります。</p> <p>社会保険料は、特定財源としての性格を持つておられますので、その意味において、税と何ら変わることはありません。そういう意味において、税と何ら変わることはありません。社会保険料についても税金は廃止をし、その相当額を一括して交付する制度を創設して、身の回りのことはすべて地方に任せ、本当の地方分権を確立するべきであります。</p>
<p>な、民間の創意工夫が十二分に生かされるような行政のあり方、持続成長可能な経済をしっかりと支えていける行政、財政の仕組みを再構築しないかなければなりません。</p> <p>間もなく、我が国は、世界に例を見ない少子高齢化社会に突入をいたします。少子高齢化社会、このこと一つをとっても、そのインパクトは、社会保障関係予算の増大だけにとどまりません。我が国の人口が減り始めるということは、労働人口が減って、同時に税収が落ち込んでいくということにはなりません。今よりも少ない税収であっても、きちんとした行政サービスが提供できるよう、簡素で効率的な政府を今からつくつていく努力を始めるべきです。</p> <p>そういう意味におきまして、構造改革とは、いかに簡素で公平で中立な税制をつくっていけるか、そして、そうして徴収された税をいかに効率よく、むだなく使っていけるかということにはならないと考えます。小泉総理の御所見を伺います。</p> <p>また、総理は、米年度予算から新規発行財源債を三十兆円以内に抑えること、そして増税はしないことを明言されております。また、その一方で、社会保障制度については、負担は軽く、給付は厚くとはいえないと述べられておりますが、お伺いしたいのは、社会保険料についてであります。</p> <p>社会保険料は、特定財源としての性格を持つておられますので、その意味において、税と何ら変わることはありません。そういう意味において、税と何ら変わることはありません。社会保険料についても税金は廃止をし、その相当額を一括して交付する制度を創設して、身の回りのことはすべて地方に任せ、本当の地方分権を確立するべきであります。</p>
<p>増は別途求めるおつもりなのか、明確に御答弁をお願いしたいのです。</p> <p>総理は、将来の財政支出増要因として、社会保険費の三つを挙げておられます。</p> <p>具体的な削減方法を同うには至っておりませんけれども、問題なのは、財政赤字の額もさることながら、たび重なる経済対策によって、国、地方とも財政システム全体に対する信用力が低下しているということであって、このままのシステムで資金のやりくりを続けるのはもはや限界であるとお思われる信頼を回復させていかなければなりません。</p> <p>また、財政の健全化とは、国民負担の増加によって財政赤字を埋めるというものではありません。財政の仕組み、お金の出し方を変える、そのことによって効率的な財政支出を行えるように、財政、行政、税制を含めて改革することです。</p> <p>また、財政の健全化とは、国民負担の増加によって財政赤字を埋めるというものではありません。財政の仕組み、お金の出し方を変える、そのことによって効率的な財政支出を行えるように、財政、行政、税制を含めて改革することです。</p> <p>地方財政については、地方債の元利償還を国が負担するようになると、保証するようなことなしに、地方自治体独自の信用力によって資金調達が可能になるようにならなければなりません。地方自治体の広域化、合併を図って、全国の市町村を一定程度の市に再編し、その上で独自税源を与えるべきであります。</p> <p>次に、公共事業については、政府のようない統合補助金ではなくて、それを一步進めて、事業補助金は廃止をし、その相当額を一括して交付する制度を創設して、身の回りのことはすべて地方に任せ、本当の地方分権を確立するべきであります。</p>

また、公共事業を実施する以上、その財源が公債であれ税金であれ、維持管理を含めた費用対効果の原則から公共事業評価の客観的な基準を明確にした評価法の制定を行って、社会的に有用な公共財、将来の成長に資するものに対して投資を行わなければなりません。

これらの改革によって、我が国が間もなく直面する公務員の大量退職や社会資本の更新、いわゆるストック循環にも対応できるよう準備をしておくべきであります。

総理は、五月十四日の予算委員会におきまして、公的年金は国庫負担があるから民間より有利だという趣旨の発言をされました。これはどん

でもないことであります。  
国庫負担というのは、どこかからわいてくるお金ではありません。所得税、法人税を初めとする諸税のことにはかならず、近年においては赤字国債がその大部分を占めているわけです。給付と負担を論じるときには、保険料と税をあわせて考えなければ、有権者に正しいメッセージを送つていることにはならないと思います。

私どもは、基礎的な社会保障はナショナルミニマムとして国が保障をする、消費税の使途を基礎年金・高齢者医療・介護の三分野に限定し、負担の公平化と基礎的な社会保障の財政基盤を強化するべきであると考えます。

完全捕捉困難な所得を賦課標準とし、高額所得者には頭打ちなどある保険料方式よりも賦課ベースの広い消費税方式の方が公平であり、そして、国民一人当たりの負担を抑制することが可能になります。また、あわせて保険料徴収コストも

抑止することが可能となつて、少子高齢化社会にはふさわしい制度であるというふうに考えます。消費税方式とすることによって、給付と負担の関係を明確にすることができる、消費税率についても議論を行いやすい環境を整えることが可能になると考えます。

以上について、総理の御所見をお伺いたしま

す。  
森総理は、平成十三年度予算案について、景気・経済構造改革、財政健全化に配慮をしたとしていました。しかし、小泉総理は、自民党総裁選挙のさなか、構造改革なくして景気回復なし、

一、二年はマイナス成長になつても構造改革を断行するとしていらっしゃいます。これは経済財政運営の方針を転換したということにはかならないと考えます。小泉内閣の支持率にいたしましても、今までとは違うのではないかという思いがこもっているはずです。であるにもかかわらず、小泉内閣成立後の実質的な初仕事が、前内閣の遺物である緊急経済対策関連法案であるのは、まことに皮肉で、残念なことがあります。

総理は、所信表明において、証券市場の活性化

のために、個人投資家の積極的な市場参加を促進するための税制措置を含む幅広い制度改革を短期間に行うとしていましたが、結局、具体策としては、この特別控除制度の創設が主なものになつてしまっております。財務大臣の御所見を伺います。

加えて、今回の減税措置によつて、十三年度は四百億円の減収、半年度で九百億円の減収になる

と聞いておりますが、なぜ、補正予算案を同時に提出されないのでしょうか。必要があるとかない

とかではなくて、財政規律の面からも問題である

と考えます。財務大臣の御所見を伺います。

C P のペーパーレス化についても、たびたび指摘をされてきたことでもあり、遅きに失しており

ますけれども、なぜこれが緊急経済対策なのかと

いうことについて、疑問を持たざるを得ません。

金融担当大臣の御所見を伺います。

最後に、総理に一言申し上げます。

ファースト・ハンドレッド・デーズという言葉があります。欧米においては、政権が発足してから百日間が一番バツフルな時期であり、リーダーは、この時期に自分のふだんから考えていることを勇気を持って実行いたします。小泉総理におかれましても、これから考えるのではなく、今こそが御自身のビジョンを実行できるときである(

と、逆に言えば、今を外せば実行することはできないことを申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 中塚議員にお答えいたします。

財政、行政の構造改革を行うべきでないかという御指摘であります。

私は、基本的に、中塚議員の考え方に対する異論を申し上げるつもりはありません。大方において、似通った点が非常に多いと思います。いろいろな構造改革がありますが、民間でできることは民間に任せること、地方でできることは地方に任せること、に同感でございます。

社会保険料についてのお尋ねであります。

社会保険料は、その拠出が給付の根拠となつてゐる点で、税と同じとは言えないと思います。今後増大する社会保障の費用については、社会保険方式を基本としながら、保険料と公費を適正に組み合わせることによって賄つていく必要があるのではないかと思います。

世代間の給付と負担の均衡を図るという観点から、必要な給付の見直し、効率化を行つた上で、保険料負担のあるべき姿についての国民的な議論を行い、能力に応じた適切な負担を求めていくことにより、持続可能な制度として社会保険制度も再構築を行つべきだと考えております。

地方財政関連についてであります。

まず、市町村合併特例法の期限である平成十七年三月までに十分な成果が上げられるよう、市町

村合併後の自治体数を千を目標とするとの与党の方針を踏まえて、自主的な市町村の合併をより一層強力に推進していくとともに、地方公共団体が自主的、自立的な行政運営を行えるよう、自主財源である地方税の充実確保を図り、地方財政基盤の強化に取り組んでまいります。

公共事業に係る補助金の一括交付についてであります。

公共事業に係る個別補助金等のあり方については、地方公共団体の自主性を尊重する統合補助金の一層の拡充を図るなどの取り組みを行つてゐるところであります。個別補助金等の見直しについては、今後とも、社会経済情勢の変化、国と地方の役割分担のあり方等を踏まえつつ、地方分権を推進する観点から一層推進に努めていきたいと思ひます。

公共事業の執行についてであります。

真に必要な事業を実施するため、費用対効果分析を取り入れながら、事業を客観的に評価することが重要であると考えております。

このため、事業実施前の新規事業採択時評価や実施中の事業に関する再評価等を行つておりますが、さらに、今国会に提出の行政機関が行う政策の評価に関する法律案においては、公共事業等について事前評価を義務づけるなど、より客観的かつ厳格な評価に努めてまいります。

社会保障制度についてであります。

社会保険制度については、「自助と自律」の精神のもとに、社会保険方式を基本としつつ、保険料と公費を適正に組み合わせることによって給付を要する費用を賄つていく必要があると考えております。

いずれにせよ、消費税の使途を含め、将来の税制、財政のあり方については、今後の少子高齢化の進展など経済社会の構造変化や財政状況等を踏まえつつ、国民的な議論によって検討されるべき課題だと思います。

保険料方式がいいか、税方式がいいかとよく議論になりますが、これは、今、日本におきましては、全額税でもありませんし、全額保険でもあります。

この組み合わせが大事ではないかと私は考えております。

サプライサイド改革の重要性に関するお尋ねであります。

まず重要なのは、我が国経済のおもしろさであります。この不良債権問題の解決だと思います。不良債権の最終処理を促進するための枠組みを整え、一年から三年以内での不良債権の最終処理を目指してまいります。

政府といたしましては、申告分離課税への一本化後の株式譲渡益課税のあり方等について、今後の合意において、引き続き協議の上、早急に結論を得るものとしております。また、政府税制調査会においても、一本化後の株式譲渡益課税のあり方を含めて、今後の金融・証券の税制のあり方について、新たに小委員会が設置され、幅広い観点から検討を行うこととしております。

官外号報

○國務大臣(柳澤伯夫君) 中塚議員から、CPのペーパーレス化がなぜ緊急経済対策なのかというお尋ねでございました。

先ほど総理が総括的にお答えになられたことでお尋ねでございました。

お答えができるのでないかと思いますけれども、私からつけ加えさせていただきます。

企業の短期資金調達のために発行されているCPにつきましては、取引における券面の作成や移転について、例えば地理的な制約等、さまざまなもので、他の控除と比べてこの制度は控除額が大き過ぎるのではないか、こういうお尋ねでございます。

の改善が強く要望されてきたところでございまして、この点は中塙議員の御指摘のとおりでござります。

今回、緊急経済対策というのは、緊急に着手すべき構造改革という位置づけでございますので、そのような意味で、証券市場の構造改革の一環としてこの措置に盛り込まれたもの、このように御理解を賜りたいと思います。（拍手）

○副議長（渡部恒三君） 塙川鉄也君。

〔塙川鉄也君登壇〕

○塙川鉄也君 日本共産党の塙川鉄也です。

私は、日本共産党を代表し、緊急経済対策関連法案について質問いたします。（拍手）

まず第一は、日本経済の現状と個人消費の落ち込みの問題であります。

昨年末からの急速な景気の落ち込みに対して、広範な国民の中に深刻な不安が広がっています。政府の月例経済報告は、景気判断を四ヶ月連続で下方修正し、政府の緊急経済対策は、「企業部門の復調にもかかわらず、所得・雇用環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られていない」と述べています。

したがって、日本経済の大割を占める個人消費をいかにして温めるか、ここに当面する最大の課題があります。総理、個人消費への「入れの重要性をどう認識しておられるのか、答弁を求めます。

今回の法案は、株式譲渡所得に対する百万円を上限とした少額非課税制度を設けるなどとしていますが、これがどうして個人消費につながりますか。そもそも、政府の緊急経済対策には、

個人消費低迷の原因に対するまともな分析はありません。

九〇年代後半からの景気後退の最大の原因是、

総理、あなたが厚生大臣を務められた橋本内閣のもとでの、消費税を5%に引き上げ、医療費の負担増など、九兆円の負担増にあつたことは明らかです。また、昨年来の医療、介護、年金の給付削減と負担増、次々と実行される大企業の大規模なリストラ、人減らしとこれに対する政府の支援、これらが消費を一段と冷え込ませているのです。

総理は、このことへの反省が全くないのでしょうか。答弁を求めます。

総理は、構造改革なくして景気回復なし、不良債権の早期最終処理が最優先課題だとしています。

利、金融緩和で銀行にはお金があふれています。

四月の日本銀行月報は、高収益を上げる大企業は手元資金が余って、資金需要が増加しにくいと述べています。全国銀行協会の西川前会長自身も、

総理、あなたが厚生大臣を務めた橋本内閣のもとでの、消費税を5%に引き上げ、医療費の負担増など、九兆円の負担増にあつたことは明らかです。また、昨年来の医療、介護、年金の給付削減と負担増、次々と実行される大企業の大規模なリストラ、人減らしとこれに対する政府の支援、これらが消費を一段と冷え込ませているのです。

総理は、このことへの反省が全くないのでしょうか。答弁を求めます。

総理は、構造改革なくして景気回復なし、不良債権の早期最終処理が最優先課題だとしています。

辺から支え、世界に誇る技術を持ち、地域経済を支えているのです。これらの方々がこの不況の中でも懸命に経営努力をしている姿が、総理、あなたには見えないのですか。

政府の統計でも、赤字中小企業は、九〇年の四八・四%から九年には六九・九%，全体の七割にも及んでいます。また、担保の地価が下落したというだけで不良債権にカウントされてしまう、こんな不条理なことはないと中小企業家の方は怒りの声を上げています。懸命な経営努力をしているこれらの企業を、あなたは、不良債権として切り捨ててしまふのですか。非効率な部門として淘汰されるのは当然だと言うのですか。答弁を求めるだけです。

中小企業は全雇用者の八割を占めています。今日の雇用危機を開拓するためにも、中小企業の経営を守ることは決定的です。

総理は、中小企業に対し万全を期すと言いますか、新たな中身は何もありません。そればかりか、中小企業の命綱であった貸し渋り特別保証制度を三月末で打ち切り、また、中小企業の地域産業集積活性化補助金や商店街の空き店舗対策補助金への三分の一自己負担導入など、不況の中で懸命に頑張っている中小業者に対して余りにも冷たい仕打ちばかりです。連鎖倒産防止のための中小企業倒産防止共済制度も、全中小業者の一割にも満たない在籍状況で、しかも近年、加入者が激減し、解除者が増大しています。これでは、到底、セーフティーネットと言えるものではありません。

第二は、不良債権処理と雇用の問題であります。

経済財政諮問会議の専門委員会は、不良債権を患部、患った部分と言い、切り捨てる対象としています。しかし、銀行の帳簿上では不良債権でいるのは生身の人間です。それが、日本経済を底

す。

不良債権の早期最終処理によって、どれくらいの失業が生まれるのか。竹中大臣は、数万人から數十万人くらいと、あいまいな答弁をしました。その一方、雇用創出は五百万人が期待できると、明確な数字を挙げました。しかし、それにどんな根拠があるというのでしょうか。

実際、九八年以来、政府は合計三百五万人の雇用増大計画を出しましたが、その実績はわずか二十七万人、一三%にすぎません。特に、大企業のリストラ計画による雇用不安解消を目的とした特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金制度では、予算三百二十一億円に対し、実績はわずか〇・〇五%の千六百七十八万円、たった五十一人にはすぎないではありませんか。こうした実績について、総理はどう反省されているのか、伺います。

また、一九九六年十二月に閣議決定した「経済構造の変革と創造のためのプログラム」の新規・成長十五分野の雇用規模予測では、九五年の千六十万人が二〇一〇年には千八百万人にふえるとし、また、一九九四年六月の産業構造審議会の「新規・成長市場分野の将来像」では、十二分野を挙げ、九三年の八百四十九万人が二〇一〇年には千三百六十八万人になるとしていました。現状はどうなっているのか、明らかにしていただけます。

政府は、このようにいつもバラ色の予測を示しますが、現実に起きているのは、完全失業者は、九二年度の百四十六万人、二・二%から二・〇〇〇〇年度三百十九万人、四・七%と急激に悪化しているではありませんか。

今回の五百万人という雇用創出見通しも、何の保証もない数字にすぎません。はつきりしている

のは、不良債権処理によって数十万人から百万人の大量の失業が起こることだけです。それだけではなく、竹中大臣が言う雇用の流動化は、企業にとって解雇の自由へ道を開くものであり、一層の不安定雇用と低賃金労働を生み出すものではありますか。

また、雇用保険の改悪で、政府の試算でも、給付見通しで五千億円の削減となるとしています。

総理、これでどうして雇用面のセーフティーネットの拡充と言えるのですか。答弁を求めます。

雇用の流動化を言う前に政府がやるべきことは、産業再生法によるリストラの旗振りではなく、ヨーロッパ各国のように解雇規制法やEUの既得権指令の法制化など、雇用を守るルールをつくることではありませんか。

総理は、不良債権の処理、構造改革に痛みを伴うと言いますが、中小企業や労働者に対する痛みを強要する一方で、大銀行には七十兆円の公的資金の枠組みに加え、この緊急経済対策で、無税償却と政府保証による保有株の買い取り、ゼネコン、大企業には借金棒引き、すなわち債権放棄といふ名の徳政令というのでは、到底、国民は納得できません。

ところが、事もあるうに、この債権放棄を受け取っています。総理、公的資金注入銀行による債権放棄を受けたゼネコン献金は、きっぱり拒否すべきではありませんか。答弁を求めます。(拍手)

最後に、小泉内閣の行おうとしている財政構造改革の問題であります。

総理は、当初、増税なき財政再建と言いながら、その後、安易な増税は避けると修正しまし

た。あなたが任命された竹中経済財政担当大臣は、最近の著書で、財政再建のために二〇〇三年から段階的に消費税率を上げ、最低でも一四%にしなければならないと主張し、昨日、塩川財務大臣は、三年後には消費税増税を行う意向を示しました。総理、あなたの行う財政構造改革には消費税の引き上げがあるのではありませんか、ないと

言えますか。明確な答弁を求めます。

総理は、社会保障について、これまでのよう

に、負担は少なく、給付は厚くとはいかないと言いますが、日本の社会保障給付の対国民所得比は一五・二%です。フランスやドイツ、イギリスのおよそ半分の水準です。これで、どうして給付は厚いと言えますか。

総理、「聖域なき構造改革」というのなら、公共事業費に大胆にメスを入れるべきであります。我が国の公共事業費は、日本を除くサミット参加六カ国の中よりも多いのです。財政制度審議会の国民意識調査では、国の予算のうち生活に役立っていないもののトップは、公共事業費であります。これが国民の声です。この声に真正面からこたえ、浪費と自然破壊のゼネコン型公共事業費五十兆円、社会保障には二十兆円という逆立ち財政を改めるべきであります。総理の答弁を求めます。

大銀行・ゼネコン応援から国民の暮らし応援の政治に切りかえることこそ、日本経済の危機打開への道である、このことを強調して、私の質問を終ります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 塩川議員にお答えいたします。

個人消費のこ入れの重要性についてであります。

御指摘のとおり、個人消費はGDPの約六割と大きな割合を占め、景気を左右する重要な要素であります。さらに弱含んでいた最近の景気の中で、おおむね横ばいの状態が続いております。

景気の脆弱性の背景には構造問題の存在があり、聖域を設けず構造改革を強力に推進していく方針であります。国民にこうした改革に取り組む姿勢をはっきり示すことが、我が国経済に対する自信を取り戻すことにもつながるものと考えております。これにより、我が国経済の再生を図り、所得環境の改善や国民の不安感の解消を通じて、個人消費の回復と本格的な景気回復を実現してまいります。

九〇年代後半の景気後退の原因と昨年来の消費の冷え込みについてであります。

平成九年度後半以降における経済の停滞については、さまざま要因が指摘されておりますが、同年秋以降の金融機関の相次ぐ経営破綻やアジア地域の通貨・経済危機などが実体経済に大きく影響を及ぼしたこと留意する必要があると考えております。

いずれにせよ、消費税率の引き上げを含む平成六年秋の税制改革は、少子高齢化の進展という構造変化に税制面から対応したものであり、また、医療保険制度改革は、医療保険制度の破綻を防ぎ、安定した運営を確保していくために、給付と負担の見直し等を行ったものであります。これらの改革は、我が国の将来を考えたとき、極めて重要な改革であったと考えております。

また、昨年度における社会保障の制度改革等においては、能力に応じた適切な負担と給付の必要

な見直しを行ったところであり、雇用対策においては、雇用機会の創出を図るとともに職業能力開発を通じ、需給のミスマッチ解消に取り組んでいるところであります。これらの施策は、国民に安心を与え、個人消費の回復にも資するものと考えております。

不良債権処理は、大量の倒産、失業者を生み出すのではないか、また、デフレに拍車をかけるのではないかとのお尋ねであります。

不良債権の最終処理の方法については、個々の企業の実態等も十分踏まえ取り組む方針であります。こうした構造改革を実施する過程で、倒産や失業など、社会の中に痛みを伴う事態が生じる可能性も否定できません。しかしながら、暗い面ばかりを見るのではなく、新しい時代に新しい産業に立ち向かっていけるような対策を講ずるのが大事ではないかと考えております。

このため、政府としては、中小企業に対する金融面での対応や雇用面のセーフティーネットを整備するための施策の実施等を講じるとともに、本日開催した産業構造改革・雇用対策本部において、新たな市場と雇用の創出に向けた具体的な施策を精力的に検討することなどを通じ、痛みを最小限にするための各般の対策に万全を期してまいります。

景気と不良債権の関係についてです。

金融機関の不良債権は、近年、その処理が進む一方、景気の低迷を背景とする融資先の財務内容の悪化等を背景に、その残高は横ばいで推移しております。他方、金融機関が引き当て処理のまま多額の不良債権をバランスシート上に抱えることは、その収益性を低下させたり、あるいは貸し出しを抑制させることにより景気低迷を招くといった弊害も考えられます。

こうした観点等から、緊急経済対策においては、不良債権の最終処理と企業再建の円滑化を進めることとしています。このように金融と産業の一体的な再生を図ることにより、我が国経済の構造改革を進め、本格的な景気回復を実現させていくたいと思います。

不良債権の最終処理の対象となっている中小企業を把握しているかとのお尋ねです。

今回の緊急経済対策において、最終処理につながる措置を講ずることとなっている主要行の不良債権のうち、中小企業向け債権はおよそ六割台となっています。

懸命な経営努力をしている中小企業を不良債権として切り捨てるのかとのお尋ねです。

債務者が赤字中小企業であっても、その返済能力について特に問題がないと認められる場合には、当該中小企業向け債権は必ずしも不良債権にはなりません。また、債権の元利払いが正常である限り、担保価値が下落しても、その債権が不良債権となるわけではありません。したがって、経営努力をしている中小企業を不良債権として切り捨てるとの御指摘は当たらないと考えます。

なお、今般の経済対策においては、債務者が中

小企業の場合であっても、各金融機関において、各貸出先の実態を踏まえつつ、企業の再建とこれに伴う不良債権の最終処理に取り組むことが要請されています。

中小企業のセーフティーネットについてのお尋ねです。

構造改革に伴い中小企業への悪影響が生じないよう、政府系金融機関や信用保証協会等を通じ中

例、倒産防止共済等のセーフティーネット対策を適切に実施していきます。

これに加え、技術と経営にすぐれた企業が生き残り、伸びられる環境を整備するため、中小企業の経営革新に向けた支援に万全を期してまいります。

平成十年以降、数次にわたり実施してきた雇用対策の実績についてお尋ねがありました。

平成十年の緊急経済対策に盛り込まれた雇用活性化総合プランを中心とした百万人の雇用創出・確保対策については、GDPの押し上げ効果から試算した三十七万人の雇用創出効果を具体的に検証することは困難ですが、雇用確保・維持効果の目標約八十四万人については、特定求職者雇用開発助成金についての実績が約四十三万人となるなど、全体として六十五万人となり、目標を達成しております。

また、今年度末までに七十万人の雇用・就業機会の増大を掲げた「昨年の緊急雇用対策については、地方における臨時応急の雇用・就業機会の創出について実績見込みが約二十三万人となるなど、四月末現在で約三十万人近くの雇用・就業機会が創出されております。

さらに、昨年五月に策定した「ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策」においては、平成十二年度を中心に三十五万人程度の雇用・就業機会の拡大の現実化を図ることとしておりますが、創業や異業種進出を行う中小企業への雇い入れ助成について約十一万人強となるなど、少なくとも二十一万人を超える雇用・就業機会が創出されております。

このように、これまで実施した雇用対策は一定

産業構造審議会の報告書と経済構造の変革と創造のためのプログラムにおける新規産業成長

分野の雇用規模予測についてのお尋ねであります。

これらの報告書やプログラムに示された雇用規模は、あくまで参考値として示されたものであり、計画遂行による雇用創出規模を正確に示すことは困難ですが、新たな市場や雇用の創出に着実に結びついているものと確信しております。

本日、私が本部長を務める産業構造改革・雇用対策本部を開催し、新規雇用の創出と雇用対策について具体策の策定を指示したところであり、新規産業と雇用の創出に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

雇用の流動化についてのお尋ねがありました。雇用形態も実際に変化てきており、企業が終身雇用制ではなく短期間の雇用を望んだり、逆に、個人の方が短期間の雇用を望んだり、逆に、终身雇用制が望ましいという今までの前提が崩れてきている場面が見られます。

こうした点も含めて、企業も必要な雇用を速やかに受け入れることができ、個人も望んだ仕事につけ、あるいは転職できるといった、双方の条件が速やかにぴったりとマッチする形で、双方の希望の変化に対応できるような雇用形態をつくっていくことが重要課題であります。

このため、過去のものによらわれず、新しい時代に適応できるような雇用形態を模索しつつ、終身雇用制の利点も理解しながら雇用対策を考え必要があると思います。

雇用面のセーフティーネットについてのお尋ねです。

御指摘の雇用保険法の改正は、給付の重点化を図る中で、倒産、解雇等による離職者に対して手

厚い給付を行ふこととしたものであります。さらに、離職を余儀なくされる労働者については、先般成立した改正雇用対策法に基づき、在職中からの再就職支援を充実することとするなど、雇用のセーフティーネットの拡充を図っております。

また、本日、第一回会合を開催した産業構造改革・雇用対策本部において、新市場、新産業の育成による雇用創出や人材育成、能力開発の推進などについて、具体的な施策に向けて精力的に検討してまいります。

解雇については、EU既得権指令で対象としている営業譲渡の場合も含め、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例の考え方を踏まえ、労使間で十分に話し合われるべき問題であり、一律に規制することは適切ないと考えております。

私は、そもそも政治献金は一概に悪であるとは思っておりません。自由民主党は、建設業関係に限らず、我が党を支持している各方面から広く寄附をいたしているところであります。また、建設業も含めた企業や団体の側も、政治資金の寄附などの政治活動の自由を当然に認められているものと考えます。最終的には、民主主義のコストをどういう形で国民が負担すべきかという問題であり、各党各会派でよく議論すべき問題であります。

いささかの誤解も招くことのないよう法令に沿って適正になされるべきものであることは、言うまでもありません。

財政再建と消費税率の引き上げについてのお尋ねです。

いま、安易に増税に頼ることは考えておりません。だはないか等についての徹底した見直しを行ないます。

したがって、まずは、歳出の徹底した見直しを行います。その上で、公的サービスの水準と、それを賄うに足る、消費税も含めた国民負担の水準はどうあるべきかについての国民的な議論が必要だと思います。

社会保障給付についてのお尋ねと、公共事業との比較についてのお尋ねがありました。

我が国は社会保険給付については、平成十二年度で、給付費は約七十八兆円、国民所得比で二〇・五%に達して、国際的にも遜色のない水準となつております。また、今世紀には少子高齢社会を迎える中で、現行制度を前提とすれば、平成三十七年度には、給付費は三百七兆円、国民所得比で二二・五%に達し、現在のドイツ、フランスといギリスの間の水準に上昇すると見込まれております。

社会保障には二十兆円との共産黨の御主張は、社会保険の公費負担のみを取り上げたものであります。また、保険料も国民負担の一部であることから、保険料の部分も含めた給付費全体で見るべき抵抗は、いわなき差別と偏見に苦しみ抜いてきました。

メンツ最優先の厚生労働省、法務省を中心とした元患者さんを絶望の奈落のふちの底に落とし込めるところになるぎりぎりの線まで続きました。

私たち国会議員も、立法の不作為を厳しく問われました。国会は、その責任を認め、謝罪をしなければならないと考えています。しかし、このことを認めないとする与党との間で溝が埋まらず

に、本日至るまで、国会決議は与野党間で決着がついていません。なお努力は続けていきたいと思います。

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表して、政府の緊急経済対策と関連法案に対する質問を行います。(拍手)

その前に、緊急にお聞きしたいことがあります。まず、総理に伺います。

本日、五月二十五日は、一週間前の五月十一日、熊本地方裁判所でドされたハンセン病訴訟で敗訴した国側の控訴期限となつておきました。一昨日、元患者の皆さんのが強い訴えを官邸で聞いた直後の小泉総理が控訴断念を決めたことに、私たちはほっと胸をなでおろしました。土井党首は、熊本地裁判決を翌日に控えた代表質問の席で、小泉総理に対して、「人として死にたい、この叫びをしつかり受けとめて、判決が出ましたら潔く全面解決に向けて努力をすべきだと考えますが、いかがでござりますか」と、元患者さんの声と痛みを受けとめるように求めましたが、結果としてそうしていただいたことを喜びたいと思います。(拍手)

その直前まで、控訴の後には和解という妥協のめを取らなければならぬとの意見を述べることを、うそそと申します。塙川大臣の答弁は、みずから発言に背を向けて、ひたすら自己暗示をかけているようになります。塙川大臣の答弁は、しつかり答弁していただきたいと思います。すぐに忘れたり、錯覚に陥るようにはお見受けできないのです。本当に忘れてしまったり、錯覚に陥るのでしょうか。ここをきちんとお答えいただきたいと思います。(拍手)

さて、総理に伺います。

今回の緊急経済対策には、まず最優先でつくり上げなければならない将来不安の解消、そして、国民の生活再建に向けたプログラムが示されていないではないでしょうか。

構造改革には痛みを伴うと予告されているその痛みとは、すばりリストラという名の切り売り、多くの失業者離職者ではなく失業者が出るだろうと公然と言われています。これに対しても、緊急雇用創出特別奨励金などの二、三の奨励金の拡充措置などでは、これは対策たり得ません。

○副議長(渡部恒三君) 保坂展人君。

(保坂展人君登壇)

## 官報号外

労働者保護、雇用の安定を図る雇用継続保険法などの法整備を怠って、企業再編、規制緩和のあらしを呼び込めば、生活破壊は一層ひどくなり、将来不安どころか現在不安に転じてしまします。

責任のある見解を求めていたいと思います。

国民に向けて痛みを伴う構造改革を求めるのであれば、どうしても明らかにしてほしいことがあります。バブルを仕掛け、土地投機を喫するま式に肥大化させた金融機関の問題です。また、不良債権の処理をここまで放置し、資産を劣化させてきたのは一体だれなのか。そして、国会で真実を明らかにせず、しらを切り通した国、当時の大蔵省の責任も当然に問われるべきなんです。

だががいつ、今日の不良債権の巨大な負の遺産をつくり上げたのか。その詳細な追跡調査をもとに、国民の前に真実の公開によって反省とおわびをする勇気が必要ではないでしょうか。ただいまも、放漫経営と無責任融資を続けてきた企業と銀行が厳しく問われているようには見えません。さらに、監督官庁として機能せず、接待の海とまで呼ばれたほどの腐敗に甘んじた当時の大蔵省の責任、その責任を不問にして、国民にさらなる痛みを強いることが許されてよいはずがありません。徹底した調査を行うとともに、どのようにして国民の前に情報公開をしていくのか、具体的に示されたいと思います。

長い間、抜本的なメスが入らず、一体その総額が幾らに膨らんでいるのかもひた隠しにされてきた臣額の不良債権の問題の解決は、避けては通れない課題です。そのために、金融機関の抱える不良債権をこれ以上先送りにしないで直接償却を行なうに当たっては、その激烈な副作用についても十分に備えておく必要があるのではないかでしょ

うか。融資継続を前提としない直接償却を適用すれば、借り手企業倒産から子会社あるいは取引企業などの連鎖倒産が起ころる事態も十分予想されます。そのクラッシュの禍の中での現在の優良債権さえも不良債権に転じてしまい、不良債権処理の過程でまた新たな不良債権が誕生するという悪夢を招いてしまう心配があるのです。どのようにして安全策を講じるのか、はつきり示していただきたいと思います。

九八年、九九年と二度にわたって注入された公的資金は、金融機関の経営基盤を強化しつつ、信用供与を拡大し、善意かつ善良な借り手保護や地域経済の安定に役立つことにありました。とりわけ、中小企業向け資金貸付枠を増大させることには、公的資金注入の可否を判定する金融機関の経営健全化計画の中核的な要素であったはずだと思います。

したがって、直接償却を進める場合、善意かつ善良な中小企業を保護し除外する政策をとることは、あの公的資金投入の趣旨から見て当然であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

財務大臣に伺います。

不良債権処理の対象となつた企業の再建支援融資、DIPファイナンスについては、日本政策投資銀行の事業再生融資制度の活用だけではなく、中小企業に特化した仕組みを早急に整えるべきではないでしょうか。政府系金融機関、銀行などが再建過程の中小企業に運転資金を融資する仕組みを早く構築することが必要だと思います。

こうした応急措置だけでは足りません。金融担当大臣に伺います。

若い世代や女性、仕事がないのなら自分たちで仕事を生み出そうという、小さな資金で大きな夢

を持つて仕事を始めるベンチャー企業などへ支援策を考えることも重要です。NPOなどの非営利事業も含めて、地域に根差した、小規模だが夢のある、大きな夢を膨らませる事業に対して公正な融資を金融機関に義務づけ、地域経済を再建していく日本版地域再投資法の導入なども真剣に検討するべきではないかと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

総理に伺います。

我が市場をコントロールするような発想から抜け出せない銀行保有株式取得機構は、銀行の株式の持ち合い解消に伴う株価の値崩れを防ぐことにその目的があると言われています。損失が生じたときに、預金保険機構の活用も含めて公的資金で保証するなどと語られていますが、金融機関だけは特別扱いし、国民の血税を使って損失補てんをしようということは、断じて許されるものではありません。

財務大臣に伺います。

証券関連税制の見直しについては、現状の七百万人の株式投資家向け、既存の投資家や資産家向けの追加的優遇策の色彩が濃いもので、税制の最大の原則である公平性の追求をゆがめてまで拙速に行なう意義を見出すことができません。経済政策としてより優先されるべきのは、現行のエンゼル税制の仕組みを活用し、環境・福祉関連分野の特定中小、ベンチャーに投資する個人を対象とした優遇税制のさらなる拡充などが考えられてよいのではないか。

この機構に持ち込まれるはずの株は、まずは言つて、将来性が乏しい株、株価の低落が予想されるものばかりにならないでしょうか。銀行が優良株をあえてこの機構に手放すはずがないではありませんか。株式評価損の金融機関本体への計上を避けるためにこの機構が使われるとすれば、本来なら持ち合い株の解消時に確定すべき損失額を目の前から消して凍結する、いわゆる飛ばし行為の損失補てんを税金投入で行なうということになるのではないかと疑問がわきます。明快にお答えいただきたいと思います。

金融担当大臣に伺います。

今、証券市場の活性化に必要なのは、公平かつまた厳格なルールを確立することではないでしょうか。多くの国民が証券投資に警戒の念を抱くの

は、例えば、自社株消却をめぐるインサイダー取引疑惑やみの勢力による株価操縦やいわゆる鉄砲行為、このような行為に象徴される株式市場の不透明さにあると考えます。

こうした違法行為を取り締まる監視体制の強化、不正を一度と許さない厳格なルールの確立がしっかりとしたものになって、ようやく証券市場活性化への入り口にビギナー投資家が立ちどまるのではないかと存りますが、御見解を伺いたいと思います。

総理に伺います。

は、例え、自社株消却をめぐるインサイダー取引疑惑やみの勢力による株価操縦やいわゆる鉄砲行為、このような行為に象徴される株式市場の不透明さにあると考えます。

さきに述べた最優先すべき経済対策の、将来不安の解消、国民の生活再建に向けたプログラムとして私は、年金制度の改革が必要不可欠だと考えます。年金制度の改革とは、わかりやすい公平な制度としているのであり、運営上のむだを徹底的に排除し、外部からのチェックが容易にできるよう制度をガラス張りにすることです。

例えば、厚生年金を管理運用している厚生保険特別会計の事務費の一部や、同特別会計の業務を

担当する社会保険庁職員の共済年金の掛金、これは事業主負担金ですが、ここへ年金加入者の掛け金、保険料を一般会計に雑収入や前年度剩余金などの形で投げ込んで流用、充当するということは、もうやめるべきではありませんか。この雑収入や前年度剩余金は、国民の年金掛金が生み出したものではありませんか。明確に答弁を願いたいと思います。

また、巨額の年金積立金を市場で運用するといふことが始まります。旧年金福祉事業団における積立金の市場運用のあの失敗を総括するのであれば、百五十兆円の年金積立金という国民の長期にわたる大切な資産を引き継ぎ年金資金運用基金という特殊法人にゆだねることのリスクを真剣に考えなければならないはずです。

余りにも巨大過ぎる投資家の存在は、証券市場の健全な発展を妨げます。年金、郵貯、簡保等、国が管理する資金がそれぞれ計画どおりに運用されると、五年後、十年後には四十兆円規模になると言われています。株式市場の時価総額四百兆円の一割に及ぶ国という名の巨大投資家の存在は、海外から見て、公平で信頼できる市場形成をみずから邪魔しているものとしか言えません。

年金積立金の運用に関しては、アメリカ、イギリス、フランスで始まっているような物価運動国债を発行し、その購入のみに限定し、慎重を期するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

年金積立金という大だらの底に入ったひびを修理し、その底から漏れ落ちてくる年金の流失をストップさせることができます。たるの底から自分の老後の支えてくれるはずの年金の掛金が漏れ続いていることを国民は感じているからこそ、公的年金制度への不信

感、不安感、そして不満感がぬぐえないということをもっと認識すべきだと思います。

この年金改革なくして、どんな経済政策をしても、個人消費は伸びず、株式市場は活性化しないと思います。小泉総理が議長を務める経済財政諮問会議では……

○副議長(渡部恒三君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願いします。

○保坂展人君(続) 高齢者の年金に対する課税を強化する方針を打ち出しているそうですが、まずは抜本的な年金制度の改革をやるべきではないでしょうか。

グリーンピアあるいは終生型老人ホームなどの重大な経営失敗、その老人たちのみならず、社会保障不信を倍加させてきたことも見逃せません。

給付は厚く、負担は軽くと言われますが、国民の実感は、給付は薄く、負担が重いであることを御存じでしょうか。福祉からの撤退をあからさまに言うのでは景気は一向に改善しないことを最後に指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 保坂議員にお答えいたします。

ハンセン病訴訟についてであります。

この問題の早期かつ全面的な解決を図るために、五月二十三日、控訴を行わないとの方針を決定いたしました。患者及び元患者の皆様方には、本口、閣議において決定した総理談話にもあるとおり、新たな補償措置を講じるとともに、名譽回復及び福祉増進のための各種の取り組みの実現に向けて、患者、元患者の方々と話し合いを行なが

ります。

緊急経済対策に対する姿勢についてであります。

私は、かねてより、構造改革なくして景気回復なしと申し上げております。このため、聖域を設けず、構造改革を強力に推進していく決意です。国民に改革に取り組む姿勢をはつきりと示すことこそが、我が国経済に対する将来不安を払拭し、自信を取り戻すことにつながるものと考えております。

まずは、緊急経済対策を着実に実行に移し、こうした構造改革を進めることで我が国経済の再生が図られ、本格的な景気回復の実現を通して国民生活の安定がもたらされるものと考えております。

雇用対策の充実と労働者保護を図る法整備についてです。

厳しい雇用情勢に対応するため、私が本部長を務める産業構造改革・雇用対策本部の第一回目の会合を本日、開催いたしました。今後、本部において、新市場、新産業の育成による雇用創出や人材育成、能力開発の推進などについて、具体的な施策に向けて精力的に検討してまいります。

なお、労働者保護の法整備についてですが、解雇はいわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例の考え方を踏まえ、労使間で十分に話し合われるべき問題であり、一律に規制することは適切でないと考えております。

不良債権の処理についてです。

不良債権については、これまで多額の処理が行われてきているところであります。景気回復の足取りがなお本格化したこと等から、その残高は横ばいで推移しております。なお、金融機関が現在保有している不良債権は、基本的には、担

保、引き当て等により適切に保全されております。

今般、経済の構造改革を進めるために、不良債権の最終処理の促進を柱とする緊急経済対策を取りまとめたところであります。今後、この対策を着実に実施してまいります。

不良債権処理による景気悪化懸念についてであります。

不良債権の最終処理に伴い、倒産など社会の中に痛みを伴う事が生じる可能性は否定できません。しかしながら、暗い面ばかりを見るのではなく、新しい時代に新しい産業に立ち向かっていくよう対策を講ずるのが大事ではないかと考えております。

そのため、緊急経済対策に盛り込まれた中小企業対策あるいは雇用面のセーフティーネットを整備するための施策の効率的実施を図るとともに、今後、産業構造改革・雇用対策本部で早急に議論を深め、痛みを最小限とするための各般の対策に万全を期してまいります。

株式買い取りスキームについてです。

株式買い取りスキームについては、株式保有制限の導入に伴う銀行からの株式放出が、株価水準によつては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあることから、

一時的なものとして、そのスキームを検討しているものであります。今後、金融システムの安定化と市場メカニズムとの調和を念頭に具体策を講じることとして、しっかりととした検討を行つてまいります。

年金積立金の運用についてです。

年金積立金の運用は、長期的な観点から、安全かつ効率的に行なうことが基本であり、国内債券を

中心とした運用を行うものであります。また、株式の運用は、専門家の判断を経て、長期的に維持すべき資産構成割合を定め、これに基づき、多くの民間運用機関に委託して行うものであります。したがって、御指摘のように、物価連動国債を新たに発行し、これのみで運用を行う方法をとらなくとも、株式市場に悪影響を与えることのない市場運用を行うことができるものと考えております。

年金改革についてです。

年金改革につきましては、次期財政再計算を平成十六年までに行うこととされていることを踏まえ、国民の老後を支える公的年金の役割を将来にわたって果たしていくことができるよう、世代間の給付と負担の均衡を図り、お互いが支え合う、持続可能な制度を再構築していくなければならぬことと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(國務大臣塙川正十郎君登壇)

○國務大臣(塙川正十郎君) 私に対する御質問は二つあつたと思っております。

まず最初に、予算委員会等におきますところの内閣報償費についての私の答弁に関するお尋ねでございます。

一月から三月にかけまして、幾つかのマスコミから取材を受けており、予算委員会等で、御質問のあったテレビのインタビューについて、突然の御質問がございました。どのような状況で何を聞かれたか、何を答えたか、覚えておりませんので、思わず、忘れると答弁してしまいました。もちろん、テレビでインタビューを受けたということは覚えておりましたが、国会で質問を受けたと

きは、その内容を忘れていたものであります。

その後、ビデオを見まして、その上で申し上げますが、私は、官房長官を宇野内閣のときに務めたのが十年以上前のことです。しかし、わずか二ヶ月しか務めなかつたので、正直言って、当時のことをよく覚えてはおりません。

ことになって、外務省機密費事件に関連してインタビューを新聞など数社から受け、そのころ、新聞、雑誌に出ていることなどを取りませて話をしたように思っています。何か、さも自分が経験したように言つたつもりで錯覚に陥つてしまいまして、ああいうことを言つてしまつたのかなと思って、今は深く反省しておるところであります。

それから、次の質問でございますが、不良債権処理の対象となつた企業の再建支援融資についてあります。

再建計画策定中の企業への融資につきましては、民間金融機関とあわせて公的金融機関においても、各種の融資制度の活用により、償還確実性の確保等に配慮しながら、可能な範囲で、積極的に資金を供給することとしております。

このうち、法的整理において再建型倒産処理手続に入っている企業に対する融資、すなわち、いわゆるDIPファイナンスにつきましては、日本

政策投資銀行におきまして、平成十三年度より事業再生融資制度として導入したところであり、その積極的な活用を図ることといたしております。さらに、政府系金融機関による中小企業向けDIPファイナンスにつきましては、民間金融機関の対応状況等も踏んまえまして、その償還確実性に十分留意しつつ検討してまいりたいと思っております。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣坂口力君登壇〕

○國務大臣(坂口力君) 保坂議員にお答えを申し上げたいと思います。

厚生保険特別会計の事務費等についてのお尋ねがございました。

御承知のとおり、厚生年金の事務費につきましては、国が制度運営を行うという観点から、厚生年金保険法の規定によりまして、予算の範囲内で年金保険法の規定によりまして、予算の範囲内で

国庫が負担することとなります。また、平成九年に、財政構造改革の推進に関する特別措置法が制定されました際に、厚生保険特別会計法が改正されまして、平成十一年度から平成十五年度までに、厚生年金の事務費の一部に保険料財源を充てることとされたところでございました。

これに基づきまして、現在、保険料の徴収や年金の給付などの事務の執行に要する費用の一部について保険料財源が充当されているところでありますけれども、今御指摘のありました社会保険

基金の給付などの事務の執行に要する費用の一部について保険料財源が充てられることとされています。

この間、厚生年金の事務費の一部に保険料財源を充てることとされたところでございました。

しかし、御質問は、雑収入やそれから前年度の剩余额があるではないか、こういう御指摘でございました。

ようになら、今後検討してまいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○國務大臣(柳澤伯夫君) 保坂議員にお答え申し上げたいと思います。

厚生保険特別会計の事務費等についてのお尋ねがございました。

御承知のとおり、厚生年金の事務費につきましては、国が制度運営を行つておられます。

厚生保険特別会計の事務費等についてのお尋ねがございました。

官 報 (号外)

中小企業庁の借り手側の意識に関する調査を見ても、民間金融機関の貸し出し態度は、昔、平成十年十月当時に比べれば、基本的に大幅な改善をいたしておりまして、最近もその状況は基本的に変わつてないというのが私どもの認識でございまして、円滑な地域金融に対して何か大きな障害があるというふうには認識をいたしておりません。

金融機関に対し特定の分野への融資を義務づけることにつきましては、各金融機関の融資業務は、基本的には、自主的な経営判断、すなわち市場メカニズムに従って行われるべきであるというふうに考えておりまして、慎重に考へるべきものであろうというふうに存じます。

それから、証券市場の不公正取引の取り締まりについてお尋ねがございました。

証券市場の活性化の基盤は公正さの堅持であるとの御指摘には同感でございます。証券取引等監視委員会におきましては、日常的な市場監視活動の中でも、取引の公正さを害する悪質な違法行為に対しましては、刑事訴追を求めるなど厳正に対処しているところでございます。

監視委員会の陣容の強化に対して、これまた御理解あるお言葉をいただきまして、感謝を申し上げます。そのような公正さ堅持についての機能に対する御期待にこたえまして、今後とも引き続き、業務体制の整備を図り、与えられた責務を適切に果たすよう努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席国務大臣	内閣總理大臣 小泉純一郎君	倉田 雅年君	岩倉 博文君
総務大臣	片山虎之助君	保坂 展人君	中川 智子君
財務大臣	塙川正十郎君	保坂 展人君	中川 智子君
厚生労働大臣	坂口 力君	岩倉 博文君	中川 智子君

(特別委員辞任及び補欠選任)	一、二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
災害対策特別委員	後藤田正純君	閣提出第八七号)
辞任	吉野 正芳君	経済産業委員会 付託
補欠	三ツ林隆志君	内閣提出第九四号)

出席副大臣	内閣府副大臣 村田 吉隆君	倉田 雅年君	岩倉 博文君
財務副大臣	村上誠一郎君	保坂 展人君	中川 智子君
国務大臣	柳澤 伯夫君	岩倉 博文君	中川 智子君

○議長の報告	(常任委員辞任及び補欠選任)	一、二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)	一、二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任	野田 肇君	憲法調査会委員
補欠	松浪健四郎君	後藤田正純君

(議案提出)	一、二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。	租税特別措置法の一部を改正する法律案 (議案付託)
出	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(塙崎恭久君外四名提出)	行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)
税理士法の一部を改正する法律案	平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求める件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(内閣提出第九四号)
右の内閣提出案は本院において可決した。	水防法の一部を改正する法律案	経済産業委員会 付託
よって国会法第八十三条により送付する。	平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求める件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)	行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)
おりである。	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(塙崎恭久君外四名提出)	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(内閣提出第九四号)
短期社債等の振替に関する法律案	平成十二年四月十一日	行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院議長 締貫 民輔殿	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(内閣提出第九四号)
正する法律案	参議院議長 井上 裕	行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)
地方税法の一部を改正する法律案		行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)

## 税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

## 目次中第六章 税理士会及び日本税理士会連合会(第四十九条—第四十九条の十九)を「第五章の二一 税理士法人(第四十八条の二一 第四十八条の二十一) 税理士会及び日本税理士会連合会(第四十九条の二十一)」に改める。

第一条に次の一項を加える。

前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者としてこれらの項の業務に従事する」とを妨げない。

第二条の次に次の二条を加える。

第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第四条第四号中「この法律又は旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)を「又はこの法律」に改め、同条第五号中「この法律若しくは旧税務代理士法」を「若しくはこの法律」に改め、同条第六号中「この法律及び旧税務代理士法」を「及びこの法律」に改め、同条第十号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項第一号」に改める。

## 第五条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」

## 学を修めたもの

## 四 司法試験第二次試験に合格した者

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者

同条第一項第六号から第十一号までを削り、以降同様して三年以上になる者

以上の成績を得たものとみなす。  
会計学に属する科目その他の財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位を授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか、科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合に、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

第六条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第二項中「第一項第一号から第八号までに規定する」を「前項第一号に掲げる」に改め、「それぞれ年数を十年とする割合により年数を換算して」を削り、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第二項中「第一項第一号から第八号までに規定する」を「第一項第一号に掲げる」に、「それぞれ同項第一号から第八号までに規定する」を「同号に掲げる」に改め、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第四項中「第一項第十一号」を「第一号に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項第一号に改め、「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第一項第一号中「大学等」の下に「(学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第六十八条の二第二項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行なう課程が置かれている)」を追加する。

第七条に次の二条を加える。

二 法人(国又は地方公共団体の特別会計を含む。)又は事業を営む個人の会計に関する事務(貸付先の経理についての審査を含む。)に関する事務

八 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)

九 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士、会計士補若しくは監査法人の業務の補助の事務

へ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務

三 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経

科目的うちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準について、前項に規定する政令で定める基準

る。

第九条の見出しを「(受験手数料等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二条を加え

2 第七条第一項又は第三項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。

第十条の見出しを「(合格の取消し等)」に改め、同条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国税審議会は、第七条第二項若しくは第三項の規定による認定又は第八条第一項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。

第十八条を次のように改める。

(登録)

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

第十九条に次の二項を加える。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を磁気ディスク(C)に準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておけることができる物を含む。第四十一条及び第四十八条の十において同じ。)をもつて調製することができる。

第二十一条第一項中「その他財務省令」を「其他の財務省令」に、「第三条第一項各号の一」を「第三条第一項各号のいづれか」に改め、同条第二項

中「添附する」を「添付する」に改める。

第二十二条第一項中「第四十九条の十五」を「第四十九条の十六」に改め、同条第二項中「附記したを付記した」に改める。

第二十五条第一項を次のように改める。

日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十二条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。

二 第二十四条第六号に規定する者に該当するに至ったとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

第二十五条第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号のいづれかに該当することとなつた」とにより同項に改める。

第十三条中「場合には」の下に、「財務省令で定めるところにより」を加える。

第三十条中「場合には」の下に、「財務省

令で定めるところにより」を加える。

第三十二条の見出しを「(税理士証票の提示)」に

改め、同条中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「税務官公署」を「当該税務代理に係る税理士が税務官公署」に、「税理士証票を提示し」を「当該税理士は、税理士証票を提示し」に改める。

第三十三条第一項中「税理士は」を「税理士法人が」に、「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「税務官公署」を「当該税務代理に係る税理士が税務官公署」に、「税理士証票を提示し」を「当該税理士は、税理士証票を提示するときは、当該税務代理に係る税理士は」に改め、

第三十九条の次に次の二条を加える。

(研修)

第三十九条の二 税理士は、所属税理士会及び

同条第二項中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「当該書類を当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類」に改め 同条第三項中「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十三条の二第一項及び第二項中「税理士」を「税理士又は税理士法人」に改め、同条第二項中「税理士は、税理士又は税理士法人が」に、「当該書面を当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に改め、「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十五条第二項中「前二項」を「前二項」に、「更正」を「調査に係る処分、更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十二条の二第一項又は第二項に規定する書面」を「添付書面」に、「当該書面」を当該添付書面に改め、同項を同条第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面(以下この項及び次項において「添付書面」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に關しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に關し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に關し意見述べる機会を与えないなければならない。

第五章の次に次の二条を加える。

(設立)

第五章の二 税理士法人

第四十七条の二 日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十六条第一項第一号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

第五章の次に次の二条を加える。

(設立)

第五章の二 税理士法人

第四十八条の二 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人(税理士業務を組織的に行うこと目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することが

本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第四十条の見出しを「(事務所の設置)」に改め、

同条第一項中「税理士は」を「税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。)を除く。次項及び第三項において同じ。)及び税理士法人は」に改め、同条第二項中「前項の」を「付記した」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

税理士は、税理士又は税理士法人が「に、当該書面を当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に改め、「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十三条の二第一項及び第二項中「税理士」を「税理士又は税理士法人」に改め、同条第二項中「税理士は、税理士又は税理士法人が」に、「当該書面を当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に改め、「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十五条第二項中「前二項」を「前二項」に、「更正」を「調査に係る処分、更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十二条の二第一項又は第二項に規定する書面」を「添付書面」に、「当該書面」を当該添付書面に改め、同項を同条第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面(以下この項及び次項において「添付書面」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に關しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に關し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に關し意見述べる機会を与えないなければならない。

第五章の次に次の二条を加える。

(設立)

第五章の二 税理士法人

第四十七条の二 日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手續が結了するまでは、第二十六条第一項第一号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

第五章の次に次の二条を加える。

(設立)

第五章の二 税理士法人

第四十八条の二 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人(税理士業務を組織的に行うこと目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することが

(名称)

第四十八条の三 税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第四十八条の四 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十三条の規定に該当することとなつた場合又は第四十五条若しくは第四十六条の規定による税理士業務の停止の处分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八条の二十第一項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(業務の範囲)

第四十八条の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第一条第二項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

第四十八条の六 前条に規定するもののほか、税理士法人は、第二条の二第一項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士の社員又は使用人である税理士（以下この条及び第四十八条の二十第四項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けるこ

とができる。この場合において、当該税理士法

人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

(登記)

第四十八条の七 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

一 第四十三条の規定に該当することとなつた場合又は第四十五条若しくは第四十六条の規定による税理士業務の停止の处分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八条の八 税理士法人を設立するには、その社員にならうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

三 第四十八条の九 税理士法人を設立するには、その社員にならうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十七条の規定は、税理士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第四十八条の九 税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

第四十八条の十 税理士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本

及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている

税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2 日本税理士会連合会は、財務省令で定めると

ころにより、税理士法人の名簿を作成し、これを国税庁長官に提出しなければならない。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

一 業務を執行する権利を有し、義務を負う。

二 業務を執行する権利を有し、義務を負う。

三 総社員の同意

四 除名

(解散)

第四十八条の十八 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の税理士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第四十八条の二十第一項の規定による解散の命令

2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が一人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 税理士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間に内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(業務の執行方法)

第四十八条の十五 税理士法人は、税理士でない

(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)

第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

(合併)  
第四十八条の十九 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によって設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)

第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不當と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当

する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第四十八条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百二十六条第一項、第一百三十四条から第一百三十五条ノ五まで、第一百三十五条ノ八、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条、第一百三十八条及び第一百三十八条ノ二の規定は、税理士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「上務官庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十一条から第三十六条までの規定は税理士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は税理士法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八条规定は、前項の第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、税理士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十八条の十四」と読み替えるものとする。

4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、税理士法人の外部の関係について準用す

る。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、税理士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは、「税理士法第四十八条の十四」と読み替えるものとする。

6 商法第一百条、第一百一条から第一百六条まで及び第一百九条から第一百十一条までの規定は、税理士法人の合併について準用する。

7 商法第一百六条から第一百十九条まで、第一百二十条から第一百二十二条まで、第一百二十四条第一項及び第二項、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十八条から第一百三十三条まで、第一百三十四条ノ二から第一百三十六条まで、第一百三十八条並びに第一百四十三条から第一百四十五条までの規定は、税理士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七十七条第二項及び第一百九十七条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「税理士法第四十八条の十八第一項第五号若ハ第六号又ハ第一項」と読み替えるものとする。

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第一百二十七条の規定の適用については、税理士法人は、清算が結了した後においても、合名会社とみなす。

9 第四十九条第二項中「会員」とあるのは、税理士(土法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十八条の十四)と読み替えるものとする。

10 第四十九条第二項中「会員」を会員である税理士に改め、同条第四項中「税理士事務所を有する」を税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けたに改め、同条第六項中「税理士の」を税理士及び税理士法人のに改める。

11 第四十九条第二項中「税理士事務所又は税理士法人の事務所を所属税理士会以外の税理士事務所を設立している区域に所在地のある税理士事務所又は税理士法人の事務所に変更する旨の申請をしたときは、その変更の登録の申請をし

た時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、  
変更後の税理士事務所又は税理士法人の事務所  
の所在地を含む区域に設立されている税理士会  
の会員となる。

3 税理士法人は、その成立の時に、当然、税理  
士法人の主たる事務所の所在地を含む区域に設  
立されている税理士会の会員となる。

4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を  
設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理  
士会以外の税理士会が設立されている区域に移  
転したときは、税理士法人の事務所の新所在地  
においてその旨を登記した時に、当然、当該事  
務所の所在地を含む区域に設立されている税理  
士会の会員となる。

5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止に  
より、所属税理士会の区域内に税理士法人の事  
務所を有しないこととなつたときは、旧所在地  
においてその旨を登記した時に、当然、当該税  
理士会を退会する。

第六章中第四十九条の十九を第四十九条の二十  
とし、第四十九条の十八を第四十九条の二十と  
し、第四十九条の十七を第四十九条の十九とす  
る。

第四十九条の十六の見出しを「(総会の決議の取  
消し)に改め、同条中「又は役員の行為を削り、  
総会の決議についてはこれ」を「その決議」に改  
め、「を命じ、役員についてはこれを解任すべき  
ことを削り、同条を第四十九条の十七とし、同  
条の次に次の二条を加える。  
(貸借対照表等)

第四十九条の十八 日本税理士会連合会は、毎事  
業年度、第四十九条の十五の規定において準用  
する。

する第四十九条の八第一項に規定する総会の決  
議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計  
算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対  
照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で  
定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所  
に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の  
閲覧に供しなければならない。

第四十九条の十五を第四十九条の十六とする。  
第四十九条の十四中、及び第四十九条の七から第  
四十九条の十までを、「第四十九条の七から第  
四十九条の九まで及び第四十九条の十一」に改  
め、同条を第四十九条の十五とする。

第四十九条の十三第一項第一号中「第九号及び  
第十号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第  
三号中「第四十九条の十五を、第四十九条の上」  
に改め、同項第六号中「第四十九条の二第二項第  
八号」を「第四十九条の二第二項第九号」に改め、  
同条を第四十九条の十四とする。

第四十九条の十一第一項中「税理士の」を  
「、税理士及び税理士法人の」に改め、同条を第四  
十九条の十三とする。

第四十九条の十一第二項中「税理士の」を  
「、税理士及び税理士法人の」に改め、同条を第四  
十九条の十三とする。

第四十九条の十一第二項中「(明治三十二年法律  
第四十八号)」及び「(明治三十九年法律第八十九  
号)」を削り、同条を第四十九条の十一とする。

第十九条の九の次に次の二条を加える。  
(紛議の調停)

第四十九条の十 税理士会は、会員の業務に関する  
紛議について、会員又は当事者その他関係人の  
請求により調停をすることができる。  
(第五十条第一項中「税理士を、税理士又は税理  
士法人」に改める。)

税理士法人の使用人には、「洩らし、又は窃用」を  
第四十九条の十八 日本税理士会連合会は、毎事  
業年度、第四十九条の十五の規定において準用  
する。

第五十二条の見出しを「(税理士業務を行う弁護  
士等)」に改め、同条第二項中「税理士から」を「税理士又  
は税理士法人から」に、「税理士に」を「税理士又は  
税理士法人に」に改める。

第五十八条第一項中「第三十六条(の下に)第四十八条  
の十六又は「を加え、「一百万円」を「二百万円」に改  
める。

第五十九条を次のように改める。  
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者  
は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処  
する。税理士法人に「に改める。

第五十五条第一項中「税理士から」を「税理士又  
は税理士法人から」に、「税理士に」を「税理士又は  
税理士法人に」に改める。

第五十八条第一項中「第三十六条(の下に)第四十八条  
の十六又は「を加え、「一百万円」を「二百万円」に改  
める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者  
は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処  
する。

一 税理士となる資格を有しない者で、日本税  
理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の  
申請をして税理士名簿に登録させたもの

二 第三十八条第五十条第二項において準用  
する場合を含む)又は第五十四条の規定に違  
反した者

三 第五十二条の規定に違反した者

四 第五十二条の規定に違反した者

五 第五十二条の規定に違反した者

六 第五十二条の規定に違反した者

七 第五十二条の規定に違反した者

八 第五十二条の規定に違反した者

九 第五十二条の規定に違反した者

十 第五十二条の規定に違反した者

十一 第五十二条の規定に違反した者

十二 第五十二条の規定に違反した者

十三 第五十二条の規定に違反した者

十四 第五十二条の規定に違反した者

漏らし、又は盗用」に改める。

官報(号外)

円に改め、同条を第六十二条とする。  
 第六十四条中「第五十九条、第六十一条第一項第二号」を「第五十八条、第五十九条第一項第三号、第六十条第三号(第四十八条の二十一第一項に係る部分に限る)、第六十一条」に改め、ただし書を削り、同条を第六十三条とし、第八章中同条の次に次の二条を加える。  
 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。  
 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。  
 二 第四十八条の二十一第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。  
 三 定款又は第四十八条の二十一第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。  
 四 第四十八条の二十一第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(同法第一百七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。  
 五 第四十八条の二十一第七項において準用する商法第一百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。  
 附則 第三十七項から第四十四項までを削る。  
 附 則  
 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2	この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第十四条及び第五号に規定する旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により刑に処せられた者に係る税理士の資格については、なお従前の例による。
3	施行日前に旧法第五条第一項第九号に規定する旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第一百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、高等専門学校、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの及び旧法第五条第一項第十号に規定する高等試験本試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。
4	改正後の税理士法(以下「新法」という。)第七条第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれららの規定に規定する修士の学位を取得するためには、学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)第六十八条の二第一項に規定する大学院の課程(同条第三項第二号に規定する大学院に相当する教育を行いう課程を含む。以下同じ。)に進学する者について適用する。
5	新法第八条第一項第一号及び第一号の規定(これらの号に規定する博士の学位を授与された者に係る部分に限る。)は、施行日以後にこれらの規定に規定する博士の学位を取得するためには、大学院の課程に進学する者について適用し、施行日前に学位を取得するために大学院の課程

6	税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書 議案の目的及び要旨 本案は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。
7	施行日前に旧法第三十条の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十条の規定により提出された書面とみなして、新法の規定を適用する。
8	新法第三十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する調査をする場合について適用する。
9	新法第四十九条の六の規定は、施行日以後に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転する場合について適用し、施行日前に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転した場合については、なお従前の例による。
10	新法第四十九条の十八の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。
11	この法律の施行の際現に旧法附則第三十七項の許可を受けている公認会計士が施行日から引き続き行う税理士業務については、同項から旧法附則第四十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第三十七項中「当分の間」とあるのは、「平成十七年三月三十日まで」と読み替えるものとする。
12	附則第二項から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(二) 不正の手段により試験科目の免除を受けた者等に対する免除取消規定を設けることとする。

4 計算事項等を記載した書面添付に係る意見  
聴取制度の拡充

税務官公署職員は、計算事項等を記載した書面の添付のある申告書を提出した者について、あらかじめ日時場所を通知して調査する場合において、税務代理の権限を有することを証する書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面の記載事項に関し意見述べる機会を与えるなければならないこととする。

### 5 税理士法人制度の創設

税理士法人は、社員を税理士に限定した、商法上の合名会社に準ずる特別法人とし、対外的な社員の責任については、連帯無限責任とすることとする。なお、社員は一人以上とし、従たる事務所を設ける場合には社員を常駐させることとする。

### 6 施行期日

この法律は、平成十四年四月一日から施行することとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、所要の改正を行うもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

確定給付企業年金法案

国会に提出する。

平成十三年五月二十五日

平成十三年五月二十日

内閣総理大臣 森 嘉朗

財務金融委員長 山口 俊一  
衆議院議長 編賀 民輔殿

確定給付企業年金法

(別紙)

### 税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、

税理士の懲戒処分の実効性を確保するよう努めること。

一 税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配意しつつ、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。

一 会員の業務に係る紛議についての税理士会の調停に関する規定が新設されることにかんがみ、紛争解決の機能を充実する観点から、調停に際して適用されるルールの明確化を図ること。

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 確定給付企業年金の開始

第一節 通則(第二条)

第二節 規約の承認(第四条・第七条)

第三節 企業年金基金(第八条・第二十四条)

第四章 給付

第一節 通則(第二十九条・第三十五条)

第二節 老齢給付金(第三十六条・第四十条)

第三節 脱退一時金(第四十一条・第四十二条)

第四節 障害給付金(第四十三条・第四十六

第五節 遺族給付金(第四十七条・第五十一

第六節 給付の制限(第五十二条・第五十四

条)

第五章 掛金(第五十五条・第五十八条)

第六章 積立金の積立て及び運用(第五十九

第七章 行為準則(第六十八条)

第八章 確定給付企業年金間の移行等(第七十

第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(第

第十章 確定給付企業年金についての税制上の

3 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。

第一節 雜則(第九十三条・第一百六条)  
第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行(第一百七十七条)  
第三節 調則(第一百八十八条・第一百二十四条)  
附則

第一章 総則

第一条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独又は共同して、次章から第十一章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法昭和二十九年法律第百十五号(第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所)をいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者(以下「加入者」という。)に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された社団をいう。

## 第二章 確定給付企業年金の開始

## 第一節 通則

## (確定給付企業年金の実施)

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとするときは、  
付企業年金を実施しようとするときは、当該労働組合で組織する労働組合があるときは、当該被用者年金被保險者等の過半数で組織する労働組合が、当該被用者年金被保險者等の過半数で組織する労働組合がないときは、當該被用者年金被保險者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」といふ。)を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。

二 企業年金基金(以下「基金」という。)の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2 確定給付企業年金は、一の厚生年金適用事業所について一に限り実施することができる。ただし、政令で定める場合においては、この限り

3 二以上の厚生年金適用事業所について確定給付企業年金を実施しようとする場合においては、第一項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

4 第二節 規約の承認

(規約で定める事項)

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主

(第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五项、第九十七条、第一百一一条第一項並びに第一百七十七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 実施事業所の名称及び所在地(厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)

三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方(以下「資産管理運用機関」という。)及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約(有価証券に係る投資顧問の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項に規定する契約(同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。)の名称及び住所

4 実施事業所に使用される被用者年金被保險者

3 二以上の厚生年金適用事業所について確定給付企業年金を実施しようとする場合においては、當該資格に關する規定による投資一任契約(有価証券に係る投資顧問の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項に規定する契約(同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。)の名称及び住所

でない。

付企業年金を実施しようとする場合においては、第一項の同意は、各厚生年金適用事業所に付企業年金の給付(以下「給付」という。)の支給(種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法(給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。)に関する事項)

五 確定給付企業年金の給付(以下「給付」という。)の支給(種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法(給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。)に関する事項)

六 掛金の拠出に関する事項(加入者が掛金を負担する場合にあっては、当該負担に関する事項を含む。)

七 事業年度その他財務に関する事項

八 終了及び清算に関する事項

九 その他政令で定める事項

(規約の承認の基準等)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の承認をするものとする。

一 前条各号に掲げる事項が定められていること。

二 前条第四号に規定する資格を定めた場合にあっては、当該資格は、當該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度及び退職手当制度(第十二条第一項第一号において「企業年金制度等」という。)が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不适当に差別的なものでないこと。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

官号外報		第七条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものとしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。	
第三節 企業年金基金		2 第五条第三項並びに前条第二項及び第二項の規定は、前項の変更について準用する。	
(組織)		2 第五条第三項並びに前条第二項及び第二項の規定は、前項の変更について準用する。	
第八条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもつて組織する。		2 第五条第三項並びに前条第二項及び第二項の規定は、前項の変更について準用する。	
第九条 基金は、法人とする。		2 第五条第三項並びに前条第二項及び第二項の規定は、前項の変更について準用する。	
第十条 基金は、その名称中に企業年金基金という文字を用いなければならない。		2 第五条第三項並びに前条第二項及び第二項の規定は、前項の変更について準用する。	
2 基金でない者は、企業年金基金という名称を用いてはならない。		(基金の規約で定める事項)	
第十二条 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。		五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあっては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用者をもつて組織する。	
一 名称		六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを。	
二 事務所の所在地		七 その他政令で定める要件	
三 代議員及び代議員会に関する事項		2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第二号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号」の承認を受けた規約とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。	
四 役員に関する事項		2 第五条第三項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。	
五 解散及び清算に関する事項		3 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。	
六 公告に関する事項		4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。	
七 その他政令で定める事項		5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができる。	

(役員の職務)	
第二十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。	
2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。	
3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。	
4 監事は、基金の業務を監査する。	
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。	
第二十三条 基金と理事長(前条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。	
(政令への委任)	
第二十四条 前三条に定めるものほか、役員に關し必要な事項は、政令で定める。	
(加入者)	
第二十五条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、加入者とする。	
2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者としない。	
(資格取得の時期)	
第二十六条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。	
一 その使用される事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)又は船舶が、実施事業所	
となつたとき。	
二 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となつたとき。	
四 実施事業所に使用される者が、規約により定められている資格を取得したとき。	
(資格喪失の時期)	
第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。	
一 死亡したとき。	
二 実施事業所に使用されなくなったとき。	
三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。	
四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。	
五 規約により定められている資格を喪失したとき。	
(加入者期間)	
第二十八条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。	
(受給要件)	
第二十九条 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金(以下「基金型企業年金」という。)を実施する場合には、基金。以下「事業主等」という。)は、次に掲げる給付を行なうことができる。	
一 老齢給付金	
二 脱退一時金	
三 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行なうことができる。	
一 障害給付金	
二 遺族給付金	
(裁定)	
第三十条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、事業主等が裁定する。	
2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。	
3 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)は、第一項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行なう。	
(支給要件)	
第二十五条 この章に定めるもののほか、給付に關し必要な事項は、政令で定める。	
第二十六条 老齢給付金は、加入者又は加入者で	

あつた者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなつたときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件(第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。)を満たすものでなければならない。

一 六十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

二 政令で定める年齢以上六十歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。

三 規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。」。

4 規約において、二十年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

(支給の繰下げ)

第三十二条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であつて老齢給付金の支給を請求していらないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定める時から始めるものとする。

(支給の方法)

第二十八条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定

める基準に従い規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(支給停止)

第三十九条 老齢給付金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、第三十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、老齢給付金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(失権)

第四十条 老齢給付金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。

二 老齢給付金の支給期間が終了したとき。

三 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

### 第三節 脱退・時金

(脱退・時金)

第四十二条 脱退・時金は、加入者が、第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、その他の規約で定める脱退・時金を受けたための要件を満たすこととなつたときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

二 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

三 脱退・時金を支給されたとき。

4 第二十二条 脱退・時金は、一時金として支給する。

3 前項第一号に係る脱退・時金を受けるための要件として、規約において、三年を超える加入者期間を定めてはならない。

4 第二項に規定する脱退・時金を受けるための要件を満たす者(第二十七条第一号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなつた者に限る。)は、規約で定めるところにより、事業主等に当該脱退・時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をすることができる。

4 第二十二条 脱退・時金は、一時金として支給する。

(支給の方法)

第四十二条 脱退・時金は、一時金として支給する。

### 第四節 障害給付金

(支給要件)

第四十三条 障害給付金は、規約において障害給付金を支給することを定めている場合に、規約で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

二 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

三 当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号第七十七条の規定による

障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の規定による障害補償給付若しくは障害給付又は船員保険法(昭和十

あって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日から第三十六条第二項第一号の規約で定める年齢に達するまでの間ににおいて、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して規約で定める程度の障害の状態に該当するに至つたもの

前項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態は、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する一級、二級及び三級の障害等級のうち政令で定めるものの範囲内でなければならぬ。

2 前項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態に該当するものとしないときは、その障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止するものとする。

(支給停止)

第四十五条 障害給付金は、受給権者が第四十三条第一項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止するものとする。

2 障害給付金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。

一 老齢給付金を支給されたとき。

二 脱退・時金を支給されたとき。

三 当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号第七十七条の規定による

障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の規定による障害補償給付若しくは障害給付又は船員保険法(昭和十

四年法律第七十三号による障害を支給事由とする給付を受ける権利を取得したとき。

(失権)

第四十六条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当する」ととったときは、消滅する。

- 一 障害給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 障害給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 障害給付金の全部を一時金として支給されたとき。

#### 第五節 遺族給付金

(支給要件)

第四十七条 遺族給付金は、規約において遺族給付金を支給することを定めている場合であつて、加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者その他政令で定める者のうち規約で定めるもの(以下この章において「給付対象者」という。)が死亡したときに、その者遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲)

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位(第五十一条第二項において「順位」という。)は、規約で定めるところによる。

- 一 配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当时事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子(給付対象者の死亡の当时胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当时主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 四十九条 遺族給付金は、規約で定めるところ

により、年金又は一時金として支給するものとする。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

第五十条 老齢給付金又は障害給付金の給付を受けている者が死亡したときにその遺族に対し年金として支給する遺族給付金の支給期間について

は、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間として規約において一定の期間を定めていた場合は、第三十三条ただし書の規定にかかわらず、五年未満とすることができる。ただし、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間のうち給付を受けていない期間を下回ることができない。

(失権)

第五十一条 遺族給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当する」ととったときは、消滅する。

- 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 遺族給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。

#### 第五章 掛金

(掛金)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

(掛金の額の基準)

第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

(財政計算)

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前条の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

#### 第六節 給付の制限

の他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。

(掛金の納付)

第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。

2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法(昭和二十一年法律第二十五号)第十二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあっては、当該基金の同意を得たときによる。

第五十四条 加入者は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたとき、その他政令で定める場合に復を妨げたとき、その他の政令で定める場合は、規約で定めるところにより、給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五章 掛金

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

(掛金の額の基準)

第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

(財政計算)

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前条の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

第六章 積立金の積立て及び運用

(積立金の積立て)

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)を積み立てなければならない。

(積立金の額)

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者(以下「加入者等」という。)に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならぬ。

2 責任準備金の額は、該事業年度の末日における給付に要する費用の額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(決算における責任準備金の額等の計算)

第六十一条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)を上回っているかどうかを計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の再計算)

第六十二条 事業主等は、前条の規定による計算の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の拠出)

第六十三条 事業主は、第六十一条の規定による

計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回った額を基準と

して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

(積立上限額を超える場合の掛け金の控除)

第六十四条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛け金の額以上となつたときは、当該事業主等に係る掛け金については、同条第一項の規定は、適用しない。

2 積立上限額は、当該確定給付企業年金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる積立金の水準を上回る額として、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)を相手方とする信託の契約

二 生命保険会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行つるものに限る。以下同じ。)を相

手方とする生命共済の契約

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定めるところにより、投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

(積立金の運用)

第六十六条 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならぬ。

(政令への委任)

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約(第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

4 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理運用契約(第一項各号に掲げる契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方となるべき者を定めて、資産管理運用契約を締結しなければならない。

5 資産管理運用契約が解除されたときは、当該解除された資産管理運用契約に係る資産管理運用機関は、速やかに、当該資産管理運用契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理運用機関に移換しなければならない。

(基金の積立金の運用に関する契約)

第六十七条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関する契約を締結する場合においては、当該投資一任契約を締結しなければならない。

第六十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の处分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(第七章 行為準則)

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関する契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

(事業主の行為準則)

第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならぬ。

(基金の理事の行為準則)

第七十一条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

関等」という。)を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他の政令で定める方法により積立金を運用することができる。

3 基金は、前項に規定する有価証券の売買その他の政令で定める方法により積立金を運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。

<p>一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約(以下「基金資産運用契約」という。)を締結すること。</p> <p>二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為</p>	
<p>3 基金の理事が第二十二条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。</p> <p>4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。</p> <p>(資産管理運用機関の行為準則)</p>	
<p>第七十一条 資産管理運用機関契約投資顧問業者を含む。)は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。</p> <p>(基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則)</p>	
<p>第七十二条 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。</p> <p>(業務概況の周知)</p>	
<p>第七十三条 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならぬ。</p> <p>第八章 確定給付企業年金間の移行等</p> <p>(規約型企業年金の統合)</p>	
<p>第七十四条 確定給付企業年金(基金型企業年金を除く。以下「規約型企業年金」という。)を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、</p>	
<p>2 確定給付企業年金法案及び同報告書</p>	
<p>当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。</p> <p>2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意(第七十八条において「労働組合等の同意」という。)を得て行わなければならぬ。</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>4 第一項の規定により統合された規約型企業年金の規約は、同項の承認があった時に、第三条第一項第一号の承認を受けたものとみなす。</p> <p>5 第一項に規定する当該規約型企業年金及び他の規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、その効力を失う。</p> <p>(規約型企業年金の分割)</p>	
<p>第七十五条 規約型企業年金を共同して実施している事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を分割することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割された規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、第三条第一項第一号の承認を受けたものとみなす。</p> <p>3 第一項に規定する規約型企業年金の規約は、同一項の承認があつた時に、その効力を失う。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の承認の申請を行う場合について準用する。</p> <p>(基金の合併)</p>	
<p>第七十六条 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第七十七条 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行われなければならない。</p> <p>3 合併によって基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のう</p>	
<p>当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。</p> <p>2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意(第七十八条において「労働組合等の同意」という。)を得て行わなければならぬ。</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>4 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。</p> <p>(基金の分割)</p>	
<p>第七十七条 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 基金の分割は、実施事業所の一部について行うこととはできない。</p> <p>3 分割を行う場合には、分割により設立される基金の加入者となるべき被用者年金被保険者等又は分割後存続する基金の加入者である被用者年金被保険者等の数が、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあっては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は該当数以上となることが見込まれなければならない。</p> <p>4 分割によって基金を設立するには、分割により設立される基金の実施事業所となるべき厚生年金適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。</p> <p>5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。</p> <p>6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>7 前条第二項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。</p> <p>(実施事業所の増減)</p>	
<p>第七十八条 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第七十九条 事業主等(以下この条において「事業主等」という。)は、確定給付企業年金(以下この条において「移転確定給付企業年金」といいう。)の実施事業所(政令で定める場合にあっては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が他の確定給付企業年金(以下この条において「承継確定給付企業年金」という。)の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、承継確定給付企業年金の事業主等(以下この条において「承継事業主等」という。)に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。</p> <p>2 承継事業主等は、前項の申出があったときは、厚生労働大臣の承認(承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認</p>	

3 前項の規定により承継事業主等が権利義務を承継する場合においては、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。ものとする。
4 第七十四条第一項及び第三項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行なう場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。)が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。
5 第七十六条第二項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金である場合に限る。)が第二項の認可の申請を行う場合について準用する。
(規約型企業年金への移行)
第六十一条 基金は、その実施事業所の事業主(基金を共同して設立している場合にあっては、当該基金を設立している事業主の全部)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。
二 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があったときは、厚生労働大臣の承認を受けたときには、厚生労働大臣の承認による終了。
三 第百二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。
四 第八十五条第一項の認可があつたときは、該基金型企業年金は、終了したものとする。
五 第百二条第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。
(厚生労働大臣の承認による終了)
第六十一条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。
二 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
三 第五百二項及び第三項の規定は、第一項の場合は、同条第三項中「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。
(基金の解散)
四 第八十五条 基金は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決したと

4 第二項の規定により当該基金が権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金の資産管理運用機関から当該基金に積立金を移換するものとする。
5 第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。
(基金から規約型企業年金への移行)
第六十一条 基金は、その実施事業所の事業主(基金を共同して設立している場合にあっては、当該基金を設立している事業主の全部)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。
二 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受けたときには、厚生労働大臣の承認による終了。
三 第百二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。
四 第八十五条第一項の認可があつたときは、該基金型企業年金は、終了したものとする。
五 第百二条第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。

第六十一条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。
(厚生労働大臣の承認による終了)
第六十一条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。
二 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
三 第五百二項及び第三項の規定は、第一項の場合は、同条第三項中「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。
(基金の解散)

第六十一条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。
二 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
三 第五百二項及び第三項の規定は、第一項の場合は、同条第三項中「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。
(基金の解散)
四 第八十五条 基金は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決したと

官 報 (号 外)

<p>かかわらず、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>(支給義務の消滅)</p> <p>第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。</p> <p>(清算)</p> <p>第八十九条 規約型企業年金が第八十三条第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。</p> <p>2 基金が第八十三条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかると、事業主その他の政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができない。</p> <p>4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。</p> <p>第一項又は第二項の規定により清算人となる者がいるとき。</p> <p>二 規約型企業年金が第八十三条第一項第二号の規定により終了したとき、又は基金が同条第二項第二号の規定により解散したとき。</p> <p>三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。</p> <p>6 終了した確定給付企業年金の残余財産(政令で定めるものを除く。)は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した</p>	<p>日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。</p> <p>7 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。</p> <p>8 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定(規約型企業年金の清算については同法第七十三条の規定を除く。)は、確定給付企業年金の清算について準用する。</p> <p>(清算に係る報告の徴収等)</p> <p>第九十条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>5 命することができる。</p> <p>6 終了した規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の解任を命じることができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第九十一条 この章に定めるもののほか、確定給付企業年金の終了及び清算に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第七章 確定給付企業年金についての税制</p> <p>第九十二条 確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、所得税法(昭和四十年法律第三十二号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十二号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる。</p> <p>第十一章 雜則</p>	<p>5 命することができる。</p> <p>6 終了した規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人による確認(年金数理)において、給付の設計、掛金の額の計算及び決算を行わなければならない。</p> <p>第九十三条 この法律に基づき事業主等(第三条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業主又は第七上六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会含む。)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを厚生年金保険法第七十六条の「第二項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならぬ。」に記載する。</p> <p>第九十四条 基金は、第四章に規定する給付を行ふに認められたものと解釈してはならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、又は清算事が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、終了した規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を(財務)</p> <p>第九十五条 事業主等は、事業年度その他財務に関する事項の実施事務所又は基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。</p>
--	---	--	--

3 加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。	4 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反する。	官報(号外)
5 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。	6 事業主若しくは基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその確定給付企業年金の実施状況によりその继续が困難であると認められるときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消し、又は基金の解散を命ずることができる。	7 第百七条 事業主等は、確定給付企業年金の実施事業所(政令で定める場合にあっては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が厚生年金基金の設立事業所(厚生年金保険法第百七条第二項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)となっているとき、又は設立事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、当該厚生年金基金に、当該実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。
7 第百八条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。	8 第百八十二条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。	9 第百九条 基金は、厚生年金保険法第百一条第一項の規定により厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第七十四条第一項」と読み替えるものとする。
8 第百九条 この法律の規定に基づき命令を制定する場合は、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	9 第百九十六条 この法律の規定に基づき命令を制定する場合は、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	10 第百九十九条 基金は、厚生年金保険法第百二条第一項に規定する規約による認可の申請を行つた時に成立する。
9 第一百条 この法律の規定に基づき命令を制定する場合は、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	10 第一百零一条 この法律の規定に基づき命令を制定する場合は、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	11 第一百零二条 基金は、第一項の認可の時において消滅し、その権利義務は、そのときに成立した厚生年金基金が承継する。

官 報 (号 外)

申請を行う場合について準用する。

(移行等の際に厚生年金基金の加入員とならない者に係る厚生年金保険法の適用)

第百七条 前三条の場合において、給付の支給に関する権利義務が厚生年金基金に承継される者

であつて当該厚生年金基金の加入員とならないものについては、厚生年金保険法第百三十二条の二まで、第百二十五条並びから第百三十三条の二まで、第百二十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六

条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の

事業主(厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、

厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付(厚生年金保険法第百三十二条第一項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という)を除く。)の支給に関する権利義務(当該厚

生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつた給付であつてまだ支給していないものの支給(以下「未支給給付」という)の支給に関する権利義務を除く。)の移転を申し出ることができる。

並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ徴収していないものの徴収に関する権利義務を除く。)の移転を申し出ることができる。

2 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受け、同項の権利義務を承継することができる。

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第四十五条第一項の規定による解散の認可があつたものとみなす。この場合において、同法第四四十七条第四項、第

適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十

八条第六項中「当該下回る額」とあるのは、当該下回る額のうち政令で定める額と同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは、「年金たる給付(第百三十一条第一項に規定する額に相当する給付に限る。)」とす

る。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該規約型企業年金の資産管理運用機関に年金給付等積立金(厚生年金保険法第百三十一条の二第一項に規定する年金給付等積立金であつて、未支給給付及び第百十三条规定により政府が徴収することとなる同項に規定する責任準備金に相当する部分を除く。)及び同法第百四十七条第四項に規定する残余財産を移換するものとする。

5 第百七条第三項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四条第一項及び第二項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであつた掛け金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六条、第百三十八条から第百三十九条まで、第百六十九条から第百七十二条まで、第七十四条において準用する同法第九十八条规定及び第四項、第百七十八条並びに第百七十九条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

7 第百七条第三項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。

る額を政府に納付する義務を含む。)は、その時に成立した基金が承継する。

5 前項の規定により厚生年金基金が消滅したときは、消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金を解散した厚生年金基金とみなして厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金が解散する」とあるのは「基金が確定給付企業年金法第百十一条第四項の規定により消滅する」と、「当該解散する日」とあるのは「当該消滅する日」と、「当該基金」とあるのは「当該消滅した基金の権利義務を承継した企業年金基金」と、「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」とする。

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであつた掛け金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六条、第百三十八条から第百三十九条まで、第七十四条において準用する同法第九十八条规定及び第四項、第百七十八条並びに第百七十九条第一項並びに第百四条の規定を適用する。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)

7 第百十一条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合においては、他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という)をすることができる。

8 第百十四条 前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額の一部について、国債、株式

その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という)をすることができる。

9 第百十五条 前項の厚生労働大臣の許可は、国債、株式その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という)をすることができる。

10 第百十六条 前項の厚生労働大臣の許可は、第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に

行わなければならない。

11 第百十七条 第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に

行わなければならない。

12 第百十八条 第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に

行わなければならない。

13 第百十九条 第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に

行わなければならない。

14 第百二十条 政府は、厚生年金基金が第百十一条

第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚

生年金基金が年金たる給付(厚生年金代行給付の支給に関する権利義務を除き、次条第一項の規定により同項に規定する責任準備金に相当す

る。)

ものでなければならない。

4 第二項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金資金運用基金又は年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者(以下この項において「年金資金運用基金等」という。)に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金資金運用基金等が年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第一条に規定する年金資金の管理及び運用のために取得したものとみなす。

5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金資金運用基金に対し寄託したものとみなす。

6 第四項の規定による有価証券の移換に伴う手数料その他の費用については、解散厚生年金基金等が負担するものとする。  
(移行後の厚生年金基金が支給する死亡)を支給理由とする給付等の取扱い)

第一百五十五条 第一百七十三条第二項、第一百八十二条第一項又は第一百九条第四項の規定により規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務又は基金の権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡)を支給する年金たる給付又は一時金たる給付(第一百七十三条第二項、第一百八十二条第一項又は第一百九条第一項の認可を受けた日において当該規約型企業年金又は基金の遺族給付金の受給権を有する者に支給するものに限る。)については、当該年金たる給付又は一時金たる給付を遺族給付金とみなして、第三十四条の規定を適用し、厚生年金保険法第百三十六条规定により厚生年金基金の権利義務を承継した事

二項の承認を受けた日又は第一百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。)については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡)を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とともに、厚生年金保險法第百三十六条において準用する同法第四十条の規定を適用しない。

#### (政令への委任)

第一百六十六条 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継並びに解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収に関する必要な事項は、政令で定めることとする。

#### 第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行

第一百七十七条 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法(平成十三年法律第二号)第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(同条第十一項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てる場合には、政令で定めることにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前項の規定を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において、「移換加入者」という。)となるべき者の三分の一以上の同意並びに加入者のうち

ち移換加入者となるべき者以外の者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することとする。この場合において、第八十九条第六項中「残余財産(政令で定めるものを除く。)」にあるのは、「残余財産(政令で定めるもの及び第一百七十三条第四項の規定により移換されたものを除く。)」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

6 第一百二十二条 基金が、第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

7 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項の規定に違反して、企業年金基金という名称を用いた者  
二 第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第九条の規定 公布の日  
二 附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業主若しくは規約型企业年金の清算人又は基金の役員、代理人若しくは使用者その他の従業者若しくはその清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十条第四項又は第一百一条第一項の規定による命令に違反したとき。  
二 第百条第一項の規定に違反して、報告書をせずに、又は虚偽の報告書をしたとき。

三 第百二十条 第七条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主又は基金の役員は、百万円以下の過料に処する。  
四 第百三十条 第七条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主又は基金の役員は、百万円以下の過料に処する。

五 第一百二十二条 基金が、第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

六 第一百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項の規定に違反して、企業年金基金といふ名称を用いた者  
二 第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第九条の規定 公布の日  
二 附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

五条第二項の規定並びに附則第四条、第十一条、第十六条及び第三十五条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に企業年金基金という名称を使用している者については、第十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第一百三十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合附則第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第一百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により厚生年金基金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第一百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法附則第三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する経過措置）

第四条 第百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「申請は」とあるのは、「申請は、厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けている場合に限り行う」とができるものとしとする。

（適格退職年金契約の円滑な移行）

第五条 政府は、平成二十四年三月三十日までに、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 厚生年金保険法の一項を次のように改定する。

附則第三十条の前の見出し及び同条を削る。

附則第三十一条第一項中「基金のト」に「確定拠出年金法（平成十三年法律第二百四十五号）の施行の日前に設立された基金（同法の施行の日以後に該当基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。以下同じ。」

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事務所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員（以下「移換加入員」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち

上の同意を得なければならない。

（附則第三十一条第三項中「第三十二条第三項」を第二十条第四項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の項を加える。）

3 同項の場合において、当該企業型年金が実

施される設立事務所が二以上であるときは、各同項の移換加入員となるべき者の同意は、各設立事務所について得なければならない。

附則第三十一条を附則第三十条とし、同条の前に見出しとして「確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例」を付する。

附則第三十一条中「前二条」を「前条」に改め、同条を附則第三十一条とする。

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「基金の行なう業務」を「基金の行なう業務」に、「第一百三十六条の三」を「第一百三十六条」に、「第八款」解散及び清算、第一百四十五条に、「第八款」解散及び清算、第一百四十八条を「第八款」確定拠出年金条例、第一百四十九条を「第九款」解散及び清算への移行（第一百四十四条の三）に改める。

（第八十一条の第三項中「第一百三十九条第六項又は第七項」を「第一百三十九条第七項又は第八項」に改める。）

（第八十一条の第三項中「第一部」を「第二部」に改める。）

第九章第一節第五款の款名を次のように改め又は第八項に改める。

第五款 基金の行なう業務

第一百三十条第一項中「に対し」を「の老齢に関する」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「一部を」のよう改める。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事務所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員（以下「移換加入員」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち

上の同意を得なければならない。

（附則第三十一条第三項中「第三十二条第三項」を第二十条第四項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の項を加える。）

（行為準則）

第百三十六条の四第三項中「保険料」の下に又は共済掛金を加え、第九章第一節第五款中同条の次に次の二条を加える。

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み

（行為準則）

第百三十六条の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行し













の支給に関する権利義務を承継することができ

る。  
2 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に、第七十八条第一項の規定は当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に基金が前項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

3 第一項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合には、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第一項各号に掲げる法人から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、第三十六条规定及び第四十一条第一項の適用については、第三十六条第一項中「次に掲げる要件」とあるのは次に掲げる要件(附則第二十一条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する要件)と、第三十六条第二項及び第四十一条第一項の規定は適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付(第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。)については、同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に因し必要な事項は、政令で定める。

(適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転)

第二十六条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第二項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退

職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第百七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合には、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第一項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であって当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第一百三十五条並びに第一百三十三条の二まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付(第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。)については、同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に因し必要な事項は、政令で定める。

(適格退職年金契約に係る資産の労働者退職金共済機構への移換)

第二十八条 中小企業退職金共済法第一条第一項に規定する中小企業者(以下この条において「中小企業者」という。)であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を受けて、移行適格退

約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退

職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額で、次に掲げる額を合算して得た金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該附則別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該附則別表の上欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を超えることができる。

第二十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第三の文書名の欄中「基金の業務」並びに第一百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)又は第一百五十九条(連合会の業務)並びに第一百五十九条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付を「第一項から第三項まで(基金の業務)又は第一百五十九条(連合会の業務)並びに連合会の業務」に規定する給付並びに同条第三項に掲げる給付を「第一項から第三項まで(基金の業務)又は第一百五十九条(連合会の業務)並びに連合会の業務」に規定する給付(連合会の業務)に規定する給付及び同条第三項第一号(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる給付を「第四十一条(支給要件)に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)又は生命保険会社」を又は厚生年金基金連合会に改め、同表に次のように加えることとする。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の第一項の規定にかかるわらず、同項の申出をすることができない。  
(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第三の文書名の欄中「基金の業務」並びに第一百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付を「第一項から第三項まで(基金の業務)又は第一百五十九条(連合会の業務)並びに連合会の業務」に規定する給付並びに同条第三項に掲げる給付を「第四十一条(支給要件)に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)又は生命保険会社」を又は厚生年金基金連合会に改め、同表に次のように加えることとする。

確定給付企業年金法平成十二年法律第五十一条第一項に規定する給付に関する文書

確定給付企業年金法平成十二年法律第五十一条第一項に規定する給付に関する文書

第二十九条第一項に規定する給付に関する文書

企業年金基金

## (登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改定する。

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一 基金	企業年金	確定給付企業年金
		法律(平成十三年法律第百四十九号)

一 事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する上地の権利の取得登記に当該事業を行なう定めがある場合に当該企業年金基金が受けける登場記に記載する。

第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものでありますことを証する財務省令です。

別表第三の一の項の第三欄中(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)を削り、同表の六の項を次のように改める。

六 厚生年金基金 及び厚生年金基金 連合会	厚生年金保険法 (昭和十九年法律第百四十九号)
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する上地の権利の取得登記に当該事業を行なう定めがある場合に当該企業年金基金が受けける登場記に記載する。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものでありますことを証する財務省令です。

## (消費税法の一部改正)

第三十一条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改定する。

第十四条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金」に、「若しくは国民年金基金

若しくは「を」、国民年金基金若しくは「に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

別表第三第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

第七十二条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは「を」、国民年金基金若しくは「に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に、「企業年金基金」を加える。

第七十二条の八第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金」に、「若しくは国民年金基金

若しくは「を」、国民年金基金若しくは「に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第五の四 企業年金基金が確定給付企業年金法

第九十四条に規定する加入者等の福利及び厚生に関する事業の用に供する施設で政令

で定めるものの用に供する土地

## (地価税法の一部改正)

第三十二条 地価税法(平成六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金

若しくは「を」、国民年金基金若しくは「に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に、「企業年金基金」を加える。

第七十二条の八第一項ただし書中「適格退

職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基

金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定

給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは「を」、国民年金基金若しくは「に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第五の四 企業年金基金が確定給付企業年金法

第九十四条に規定する加入者等の福利及び厚生に関する事業の用に供する施設で政令

で定めるものの用に供する土地

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三十四条第五号の規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新地方税法第三百四条の第一項第五号の規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(厚生労働省設置法の一部改正)  
第三十五条 保険業法の一部を次のように改正する。  
附則第一条の十二の次に次の一条を加える。  
(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例)

第一条の十三 確定給付企業年金法(平成十二年法律第 号)第一百三十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等(以下この条において「解散厚生年金基金等」という。)が、同法第一百四十四条第一項の規定により責任準備金(同法第一百三十三条第一項に規定する責任準備金をいう。)に相当する額の一部について物納をいう。法第一百十四条第一項に規定する物納をいう。以下この条において同じ。)をする場合において、当該物納に充てるため、生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この条において同じ。)から当該解散厚生年金基金等が締結した生命保険の契約に係る資産の引渡しを受けるときは、当該資産の引渡しは、内閣府令で定めるところにより、当該資産の額に相当する金額の保険金、返戻金その他の給付金の支払とみなして、この法律の規定を適用する。

2 年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定

給付企業年金法第二百二十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金資金運用基金と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の収受とみなして、この法律の規定を適用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)  
第三十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第二百号の二中「確定給付年金事業」を「確定給付企業年金事業及び確定給付年金事業」に改める。

(罰則に関する経過措置)  
第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

月 数	金 額	月 数	金 額	月 数	金 額	月 数	金 額	月 数	金 額
一、一四〇円	一一月	一六、三〇〇円	一六月	一九、四三〇円	一九月	二一〇円	二〇月	二二〇円	二二月
一、一四〇円	一一月	一七、三四〇円	一七月	一八、三九〇円	一八月	一九、四八〇円	一九月	二一〇円	二〇月
一、一四〇円	一一月	一九、四三〇円	一九月	二一〇円	二〇月	二二〇円	二二月	二三〇円	二三月
一、一四〇円	一一月	二一、五八〇円	二三月	二三、六四〇円	二三月	二四、七〇〇円	二四月	二五、七六〇円	二五月
一、一四〇円	一一月	二五、七六〇円	二五月	二六、八一〇円	二六月	二七、八九〇円	二七月	二八、九六〇円	二八月
一、一四〇円	一一月	二八、九六〇円	二八月	二九、一〇〇円	二九月	三〇、一〇〇円	二九月	三一、一〇〇円	三〇月
一、一四〇円	一一月	三一、一八〇円	三一月	三二、一八〇円	三二月	三三、二六〇円	三三月	三四、三四〇円	三四月
一、一四〇円	一一月	三五、四二〇円	三四月	三六、五一〇円	三五月	三七、六〇〇円	三六月	三八、六九〇円	三七月
一、一四〇円	一一月	三九、七九〇円	三八月	一〇、一二〇円	一〇月	九、〇九〇円	九月	八、〇七〇円	八月
一、一四〇円	一一月	八、〇六〇円	七月	六、〇四〇円	六月	四、〇一〇円	四月	五、〇三〇円	五月

六、九、二四〇円	六月	六、九一〇円	六月	六、五八〇円	六月	六、五七四〇円	六月	六、四五八〇円	六月
六、六九〇円	六月	六、九一〇円	六月	六、五八〇円	六月	六、五七四〇円	六月	六、四五八〇円	六月
七一、六〇〇円	六月	七、〇六〇円	七月	八、〇七〇円	八月	九、〇九〇円	九月	一〇、一二〇円	一〇月
七一、六〇〇円	六月	七、〇六〇円	七月	八、〇七〇円	八月	九、〇九〇円	九月	一〇、一二〇円	一〇月
三九、七九〇円	三八月	三八、六九〇円	三七月	三七、六〇〇円	三六月	三六、五一〇円	三五月	三五、四二〇円	三四月
三九、七九〇円	三八月	三八、六九〇円	三七月	三七、六〇〇円	三六月	三六、五一〇円	三五月	三五、四二〇円	三四月
三九、七九〇円	三八月	三八、六九〇円	三七月	三七、六〇〇円	三六月	三六、五一〇円	三五月	三五、四二〇円	三四月
三九、七九〇円	三八月	三八、六九〇円	三七月	三七、六〇〇円	三六月	三六、五一〇円	三五月	三五、四二〇円	三四月

七一、八〇〇円	六七月
七四、〇〇〇円	六八月
七五、二〇〇円	六九月
七六、四〇〇円	七月
七七、六〇〇円	七月
七八、八〇〇円	七月
八〇、〇〇〇円	七月
八一、一〇〇円	七月
八一、四〇〇円	七月
八三、六〇〇円	七月
八四、八〇〇円	七月
八六、〇〇〇円	七月
八七、二〇〇円	七月
八八、四〇〇円	八月
八九、六〇〇円	八月
九〇、八〇〇円	八月
九一、一〇〇円	八月
九三、四〇〇円	八月
九四、七〇〇円	八月
九六、〇〇〇円	八月
九七、二〇〇円	八月
九八、四〇〇円	八月
九九、六〇〇円	八月
一〇〇、八〇〇円	九〇月
一〇一、〇〇〇円	九〇月
一〇三、二〇〇円	九〇月
一〇四、五〇〇円	九〇月
一〇五、八〇〇円	九〇月

一〇七、一〇〇円	九五月
一〇八、四〇〇円	九六月
一〇九、七〇〇円	九七月
一一、〇〇〇円	九八月
一二、三〇〇円	九九月
一二三、六〇〇円	一〇〇月
一二四、九〇〇円	一〇一月
一二六、二〇〇円	一〇二月
一二七、五〇〇円	一〇三月
一二八、八〇〇円	一〇四月
一二〇、一〇〇円	一〇五月
一二一、四〇〇円	一〇六月
一二二、七〇〇円	一〇七月
一二四、〇〇〇円	一〇八月
一二五、四〇〇円	一〇九月
一二六、八〇〇円	一一〇月
一二八、二〇〇円	一一一月
一二九、六〇〇円	一一二月
一二二、〇〇〇円	一一三月
一二三、四〇〇円	一一四月
一二三、八〇〇円	一一五月
一二五、二〇〇円	一一六月
一二六、六〇〇円	一一七月
一二八、〇〇〇円	一一八月
一二九、四〇〇円	一一九月
一二一〇円	一一〇月

な努力を支援するため、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、規約、加入者、給付、掛金及び積立金等に関する規定を設けるとともに、確定給付企業年金間又は他の企業年金制度との間の移行に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 確定給付企業年金法案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金に上乗せして給付を行う年金制度についても、かかる変化に対応することが要請されていることから、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行い、これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自立的な努力を支援する仕組みを整備するもので、その要旨は次のとおりである。

- 確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、又は、事業主とは別法人の企業年金基金を設立することにより実施すること。
- 給付は、加入者が老齢になつた場合及び脱落した場合に支給するものとするほか、障害を負つた場合は死亡した場合にも支給すること。
- 加入者の受給権保護等を図る観点から、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合った積立金を積み立てなければならないものとともに、確定給付企業年金の管理又は運営に関わる者の責任や行為準則を明確化するほか、規約の内容

を従業員に周知し、確定給付企業年金の実施状況について加入者に情報開示すること。

4 確定給付企業年金相互や、厚生年金基金、

5 確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、課税について必要な措置を講ずること。

6 この法律は、一部の事項を除き、平成十四年四月一日から施行すること。

##### 二 議案の修正議決理由

確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行おうすることは、時宜に適するものと認めるが、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行なうよう努める旨の規定を追加する必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年五月二十五日

(業務概況の周知)

第七十三条 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならぬ。

2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負つているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

(別紙)

衆議院議長 織賀 民輔殿

(小字は修正)

2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負つているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

日本中「基金の行なう業務」を「基金の行う業務に、「第百三十六条の三」を「第百三十六条の五」に、「第八款 解散及び清算(第百四十五条 第百四十八条)」を「第八款 確定拠出年金への移行(第百四十四条の三)」に改める。

第八十一条の三第二項中「第百三十九条第六項又は第七項」を「第百三十九条第七項又は第八項」に、「同条第六項又は第七項」を「同条第七項又は第八項」に改める。

第九章第一節第五款の款名を次のように改める。

## 第五款 基金の行う業務

第一百二十条第一項中「に対し」を「の老齢に関する」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「一部」を「の下に」、「政令で定めるところにより、そ」を「生命保険会社」の下に、「農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十、二号)第十条第一項第八号)の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。」を加え、「その他政令で定める」を「その他」の「に改め、同項を同条第五項とし、同条第二项を同条第四項とし、同条第二項中「政令の定める」を「政令で定める」に、「加入員の脱退に申し」を「障害に関し、年金たる給付又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基金は、政令で定めるところにより、加入

員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行ふものとする。

第一百三十条の二の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に、「若しくは生命保険会社」を、「生命保険会社若しくは農業協同組合連合会」に、「若しくは保険」を、「保険若しくは共済」に改め、同条第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第三項中「生命保険会社」の下に、「農業協同組合連合会」を加える。

第一百三十条の二第一項(第百三十六条の三第一項から第三項まで及び第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百二十四条中「年金給付」を「年金たる給付」を、「老齢年金給付」に改める。

第一百三十五条(見出しを含む)中「年金給付」を、「老齢年金給付」に改める。

第一百三十六条中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「年金給付について」を「年金たる給付について」に、「死亡」を「死」に改め、「死亡」を支給理由とする一時金たる給付(以下「死亡一時金」という。)を「死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に、「年金給付又は」を「老齢年金給付又は」に改める。

第一百三十六条中「年金給付」を「年金給付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「政令の定め」を「政令で定める」に、「加入員の脱退に申し」を「障害に関し、年金たる給付又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み

第一百三十六条の四第三項中「保険料」の下に「又は共済掛金」を加え、第九章第一節第五款中「同条の次に次の二条を加える。

## (行為準則)

第一百三十六条の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

一 第百三十条の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約

二 第百三十条の二第二項(第百三十六条の三第一項において準用する場合を含む)の規定による信託の契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

四 第百三十六条の三第二項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

四 第百三十六条の三第二項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

四 第百三十六条の三第二項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

二 第百三十六条の三第二項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

## 徴収するものとする。

6 基金が解散する場合において、当該解散するにおける年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を、設立事業所の事業主から掛け金として一括して徴収するものとする。

6 基金が解散する場合において、当該解散するにおける年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を、設立事業所の事業主から掛け金として一括して徴収するものとする。

「老齢年金給付の額」に、「年金給付及び」を、「年金たる給付及び」に改め、同条第一項中「加入員を除く。」の下に「又はその死亡を支給理由とする申基金の年金たる給付の受給権を有する者（次項において「遺族」という。）」を加え、「年金給付の額」を「老齢年金給付の額」に、「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に改め、同条第三項中「資格を喪失した者」の下に「又はその遺族」を加え、同条第八項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第八項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百四十六条見出しを含む。)中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第一百四十七条第四項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、「（以下「解散基金加入員」という。）を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第九章第一節中第八款を第九款とし、第七款の次に次の二款を加える。

第八款 確定拠出年金への移行（確定拠出年金を実施する場合における手続）

第一百四十四条の三 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定

拠出年金法（平成十三年法律第二百四十二条）第一項に規定する企業型年金をいう。以下この条において同じ。）における当該設立事業

所に使用される加入員の個人別管理資産（同

条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下この条において同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金

給付等積立金の一部を、該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員（以下この条において「移換加入員」という。）となるべき者の二分の一以上の

同意並びに加入員のうち移換加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の移換加入員となるべき者の同意は、各

設立事業所について得なければならない。

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散し

た基金に係る適用事業所の事業主が実施する

企業型年金における当該適用事業所に使用さ

れる被保険者の個人別管理資産に充てる場合

には、政令で定めるところにより、当該残余

財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産

管理機関に移換することができる。この場合

において、第一百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（第一百四十四条の三第三項の規定により移換されたものを除く。）」

とする。

5 前各項に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他

の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十九条第一項中「解散基金加入員」を「解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）に、一年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

2 前項の規約を定める場合には、「解散基金加入員」となるべき者の二分の一以上の

同意並びに加入員のうち移換加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、各

設立事業所について得なければならない。

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散し

た基金に係る適用事業所の事業主が実施する

企業型年金における当該適用事業所に使用さ

れる被保険者の個人別管理資産に充てる場合

には、政令で定めるところにより、当該残余

財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産

管理機関に移換することができる。この場合

において、第一百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（第一百四十四条の三第三項の規定により移換されたものを除く。）」

とする。

合会」に、若しくは保険を「、保険若しくは共済」に改める。

第一百六十条第一項、第三項、第五項及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百六十一条の二第三項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改め、「死亡一時金」を「死亡二時金」に改め、「老齡年金給付」を「老齡年金給付」に改める。

2 連合会は、前項に規定する業務のほか、第

一百四十七条第四項に規定する残余財産の交付を受け、同項に規定する者について、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付を行うことができる。

3 連合会は、前項の規定による申出に従い、前項に規定する残余財産の交付を受けたとき

は、当該交付金を原資として、政令で定める

ところにより、当該第一百四十七条第四項に規定する者に対し、死亡又は障害を支給理由と

する年金たる給付又は一時金たる給付を支給するものとする。

2 連合会は、前項の規定による申出に従い、

前項に規定する残余財産の交付を受けたとき

は、当該交付金を原資として、政令で定める

ところにより、当該第一百四十七条第四項に規定する者に対し、死亡又は障害を支給理由と

する年金たる給付又は一時金たる給付を支給するものとする。

3 前項及び第七項の規定は、前項の

場合について準用する。この場合において、

同条第六項中「前項」とあるのは「第一百六十一條の四第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第一百四十七條第四項に規定する者」と、同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し、とあるのは「第一百八十二条の四第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第一百四十七條第四項に規定する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第一百六十条第二項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第七項の規定による通知について準用する。

第一百六十三条中「第一百五十九條第一項の年金給付」を「連合会が支給する年金たる給付」に改める。 第一百六十三条の二の見出し及び同条第一項並びに第百六十三條の三第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百六十四条第一項中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「第三十九條第二項前段並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について」を並びに第三十九條第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、支給する老齢年金給付についてに、「に係る年金給付」を「連合会が支給する年金たる給付」に、「死亡」時金を「連合会が支給する死亡又は障害を支給する年金給付」に改め、同

十六条の五までに改める。

第一百六十七条の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条中「解散基金加入員」を「第百四十七条第四項に規定する者」に、「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第一百六十八条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第一百六十九条並びに第一百七十条第一項及び第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第一百七十二条中「年金給付」を「年金たる給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百七十二条及び第一百七十四条中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第一百七十七条の二の見出し及び同条第一項並びに第百七十七条の三第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第一百七十七条の二「基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況に付する」を「連合会が支給する年金たる給付」に改める。

第一百七十七条の二「基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以後の当該基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第一項に規定する額の定数の四分の三以上の多數により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以後の当該基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。」

2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第一百二十二条第一項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、認可を受けた日以後の加入員であつた期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十五条の規定の適用について、事業主等に対し、実情を踏まえた適切な指導を行うこと。また、給付額の減額など、受給者にとつて不利益な変更が行われる場合の手続について、適切な措置を講ずること。

三 受託者責任については、事業主や資産管理運用機関など企業年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するよう努めること。

四 適格退職年金から確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、適切な経過措置を講

十三条の七第一項から第五項まで並びに第十二条の八第一項から第四項まで及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第三十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

「第百四十七条第三項の規定の適用について、解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例」

第三十条 当分の間、解散しようとする基金又は確定給付企業年金法(平成十三年法律第号)第一百二十二条第一項の規定により定めるところにより、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多數により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以後の当該基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。

2 基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であつて基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に關する義務を負つているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第一項の認可を受けた基金は、遅滞なく、解散に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をしなければならない。

附則第二十二条を削る。

〔別紙〕 確定給付企業年金法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力するべきである。

一 企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、セイフティネットとしての機能をもつ「支払保証制度」について、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き検討を加えること。

二 企業年金受給者に対する情報開示について、事業主等に対し、実情を踏まえた適切な指導を行うこと。また、給付額の減額など、受給者にとつて不利益な変更が行われる場合の手続について、適切な措置を講ずること。

三 受託者責任については、事業主や資産管理運用機関など企業年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するよう努めること。

四 適格退職年金から確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、適切な経過措置を講

官 報 (号 外)

すること。特に、中小企業については特段の配慮を行うこと。

五 転職に伴う年金原資の移管制度(ポータビリティ)について、引き続き検討を加えること。

六 厚生年金基金の今後のあり方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。

七 厚生年金基金連合会の財政については、引き続きその情報開示を進めるとともにその健全化に努めること。

八 年金課税のあり方について、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

二〇〇〇〇〇〇〇	一九四四三三二二	一〇六末四八六	ページ	段	行	誤	正
衆議院会議録第三十一号中止誤							

官 報 (号 外)

平成十三年五月二十五日 衆議院会議録第三十一号

第明治  
種十五  
郵便  
物認  
可日

免行所  
東京  
番地  
財務省  
務局  
省印  
刷局  
局  
電話  
03  
(3587)  
4294  
定  
本  
体  
部  
門